

第6回 食料・農業・農村政策審議会企画部会
平成21年1月27日開催

食料・農業・農村をめぐる 現状と課題

平成21年1月27日

農林水産省

目 次

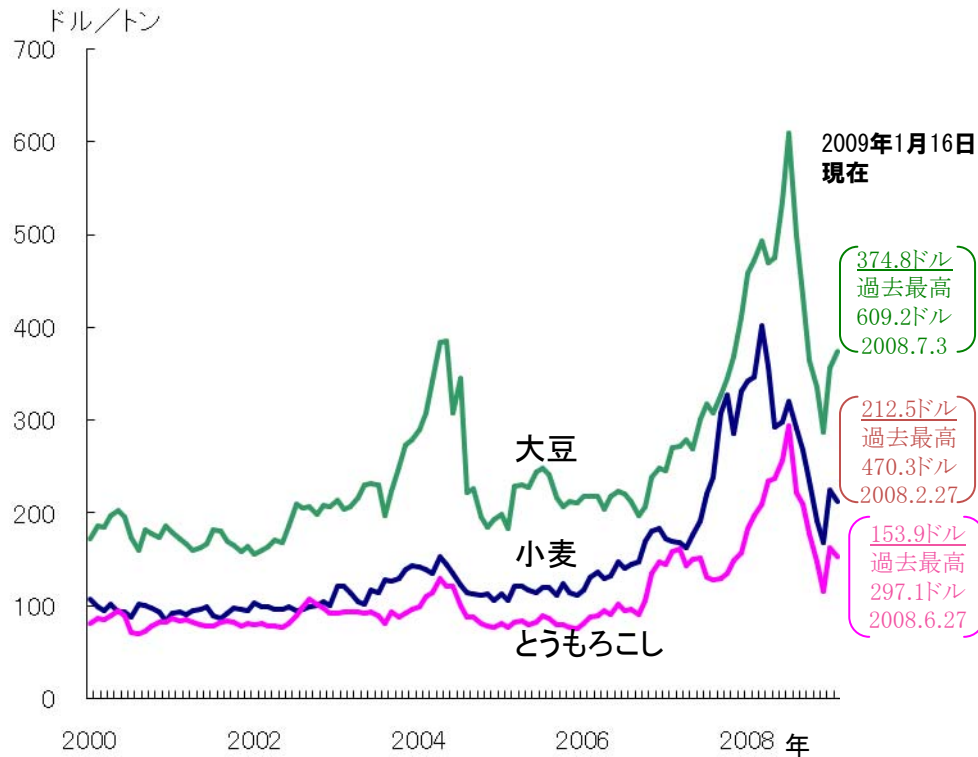
はじめに 世界の食料需給の動向と見通し	2
(1) 世界の食料需給の動向	3
(2) 食料需給のひっ迫により我が国が直面する3つの可能性	4
(3) 近年、農産物の輸出規制を行った国	5
(4) 世界の栄養不足人口の現状	6
(5) 世界の食料需給の中長期的な見通し	7
1. 国民の食料供給を担う農業の持続的な発展	8
(1) 元気な担い手の育成・確保と経営の発展、多様な経営体の参画	9
(2) 限られた農地の最大限の確保と有効利用	12
(3) 水田フル活用など国産農産物の積極的な活用に向けた新たな農業の展開、輸出の促進	13
(4) 農地の生産性を向上させる生産基盤の整備	17
(5) 我が国の高品質な農産物を効率的に生み出す高度な技術の開発・普及	18
(6) 農業の自然循環機能の一層の向上	20
2. 国民生活の基礎である食料の安定供給の確保	22
(1) 我が国の食の安全と消費者の信頼の確保	23
(2) 栄養バランスのとれた我が国の食生活の維持・継承	25
(3) 消費者と直接関わる食品産業の振興	27
(4) 食料輸入国として、不測時にも安心できる食料安全保障の確立	29
3. 地域に雇用とにぎわいを生み出す農村の振興	30
(1) 農業が循環型産業である特色を活かした地域フロンティア産業の確立	31
(2) 地域に雇用と活力を与える農村経済の活性化	32
(3) 農村集落・中山間地域等の維持・再生	33
(4) 人々にやすらぎをもたらす良好な農村環境の保全・形成、多面的機能の発揮	34
4. 国民生活の安心につながる食料自給力・食料自給率の確保	35
(1) 「食料自給力」、「食料自給率」について	36
(2) 消費と生産両面の取組の結果として、目標とすべき食料自給率の示し方及び水準	37
(参考)食料・農業・農村基本計画について	38

はじめに 世界の食料需給の動向と見通し

(1)世界の食料需給の動向

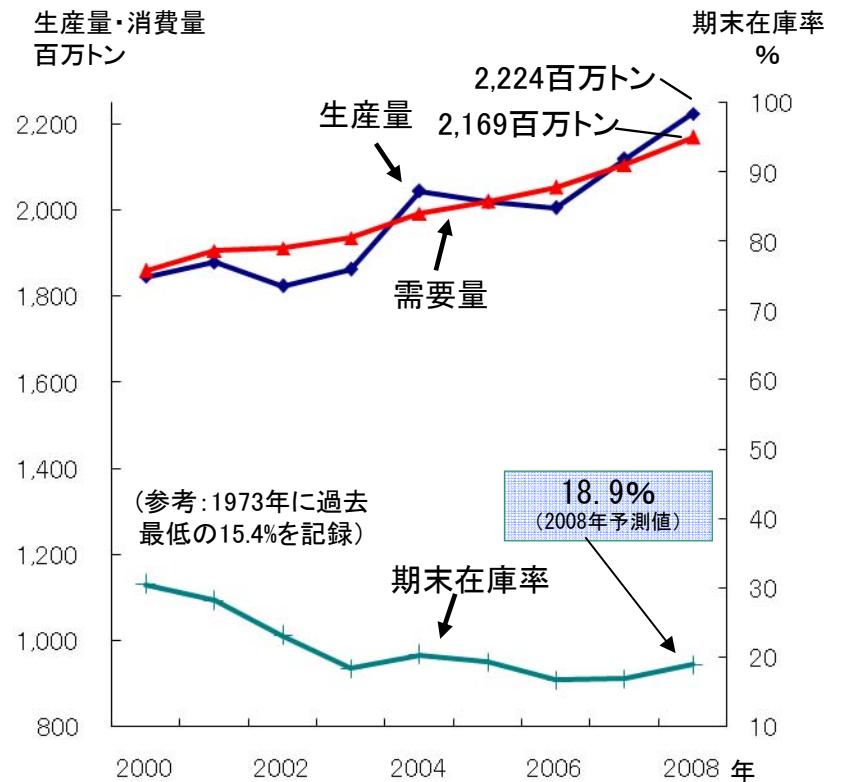
- 穀物等の国際価格は、2006年秋頃から上昇基調で推移し、2008年には過去最高値を記録。その背景には、①中国やインド等の途上国の経済発展による食料需要の増大、②世界的なバイオ燃料の原料用という食料以外の需要の増大、③地球規模の気候変動の影響といった中長期的に継続する構造的な需給ひっ迫要因が存在。
- 現在は、小麦等の豊作予測などに加え、世界的な不況による穀物需要の減退懸念などから需給が緩和し、国際価格は最高値に比べ大幅に低下しているが、予断を許さない状況。

穀物等の国際価格の動向



注:シカゴ商品取引所の第1金曜日の期近価格である。

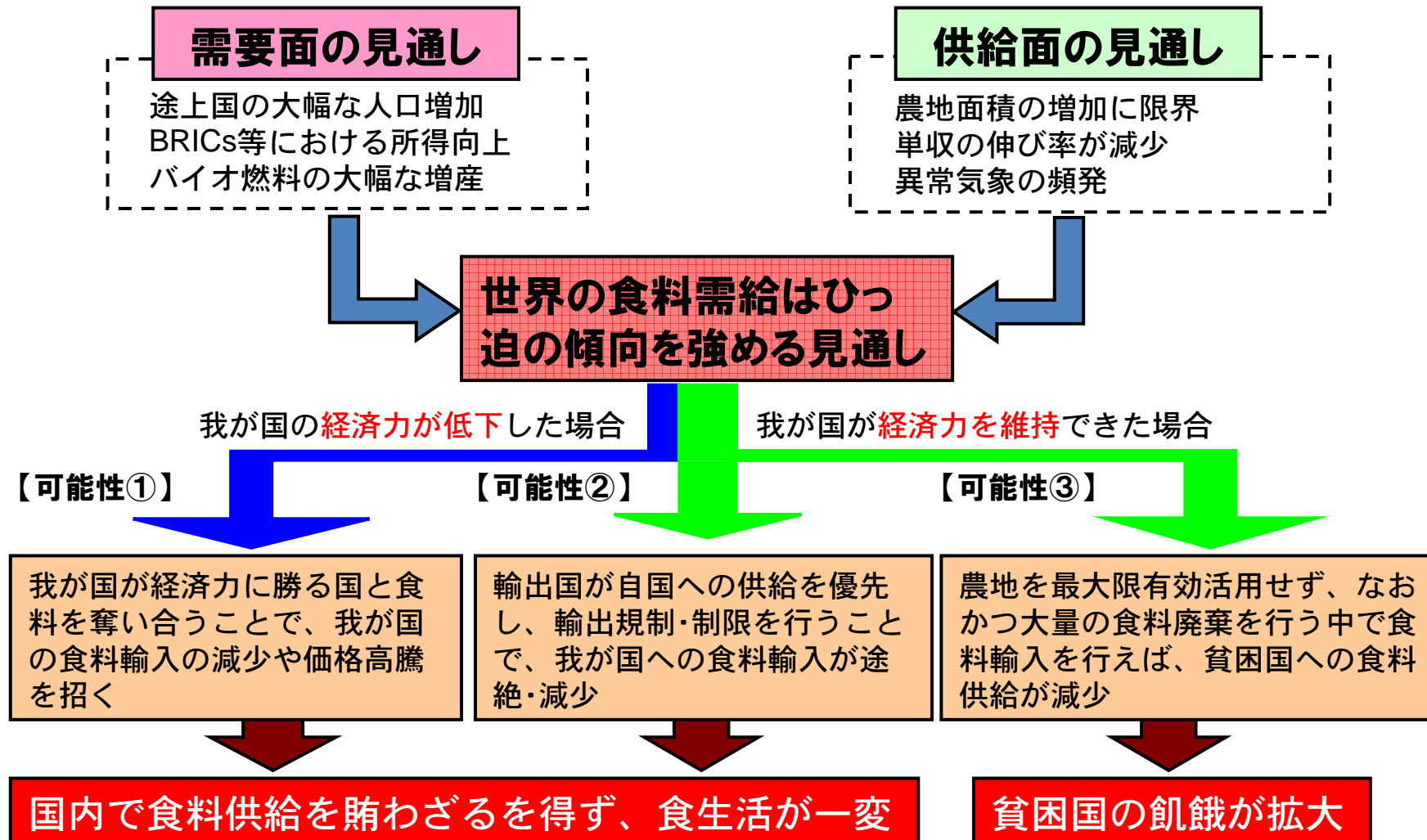
穀物需給の推移



資料:USDA「World Agricultural Supply and Demand Estimates」(January 2009)、「Grain:World Markets and Trade」、「PS&D」

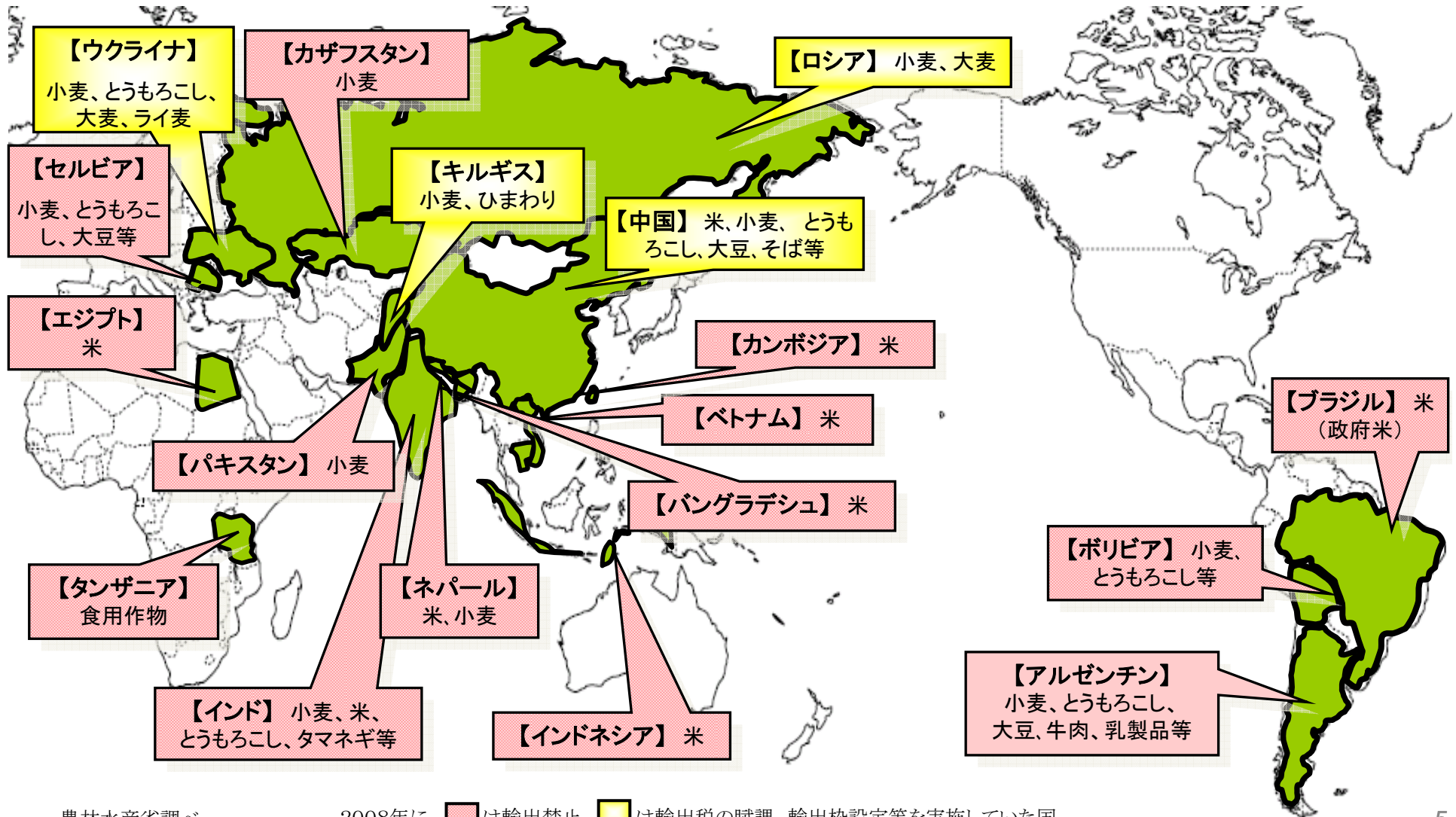
(2)食料需給のひっ迫により我が国が直面する3つの可能性

○ 世界の食料需給は、中長期的にはひっ迫の度合いを増していくと見込まれ、その場合、我が国の経済力が低下すれば、①買い負けが発生。一方、経済力が維持できたとしても、②輸出規制や③貧困国の飢餓の拡大といった問題に直面。



(3) 近年、農産物の輸出規制を行った国

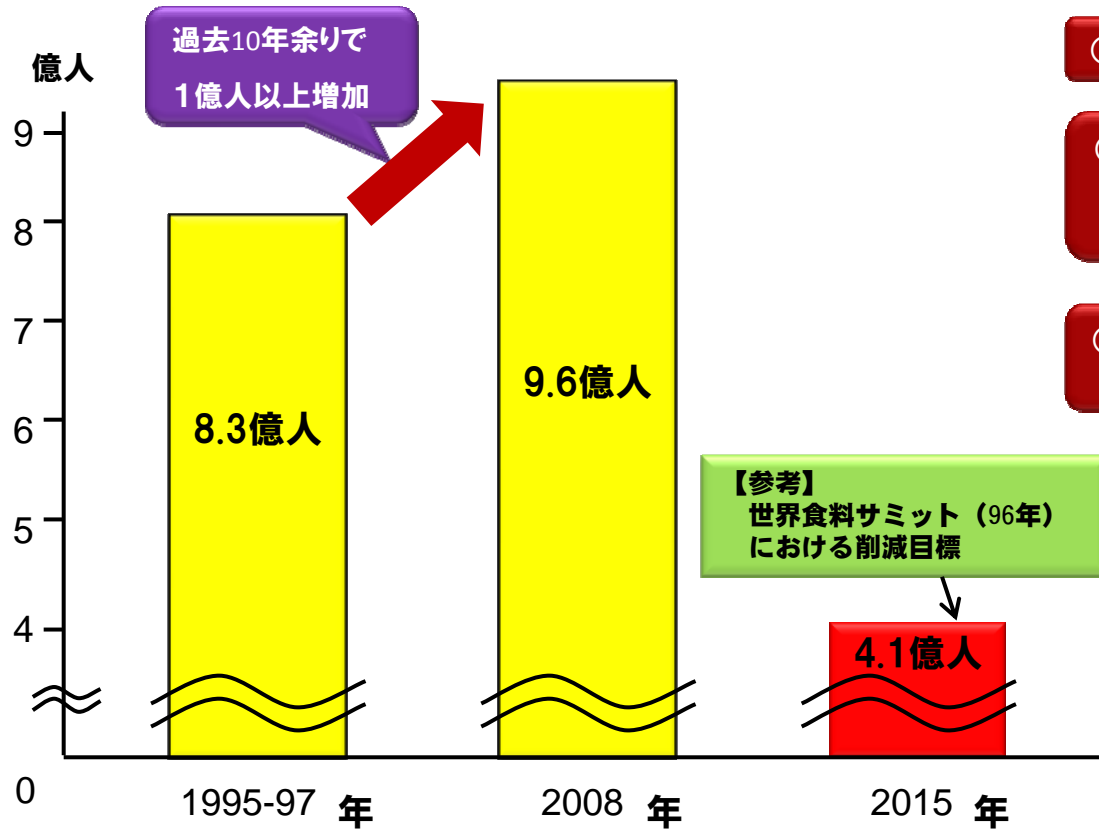
○ 2007年～08年における食料価格の高騰等により、自国民向けの食料確保や物価抑制を目的として、輸出禁止や輸出税の賦課等を実施した国がある。



(4) 世界の栄養不足人口の現状

- 世界の栄養不足人口は、1996年の世界食料サミットで示された削減目標に反し、増加傾向。
- 世界最大の食料純輸入国である我が国は、世界の食料需給の安定化や栄養不足人口の削減に向け、努力することが責務。

世界の栄養不足人口の推移



世界の栄養不足人口の実態

- 飢えは、未だに世界第1位の死亡原因
- 飢えや関連する病気により毎日2万5千人が死亡。うち、1万4千人が5歳以下の子どもで、これは6秒に1人の割合
- 子どもの飢えは、身体的・知的発達の遅れにもつながり、その国にとっても大きな損失

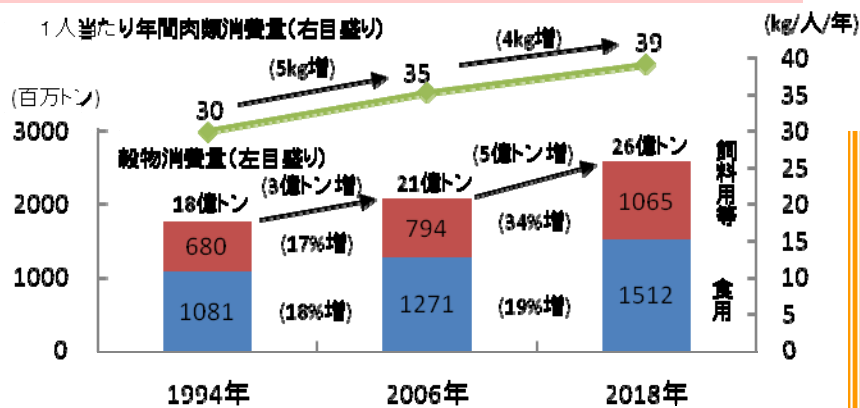
世界最大の食料純輸入国である我が国が食料自給を確かなものにする事で世界の食料需給の安定化に貢献

資料:FAO「The State of Food Insecurity in the World」、FAO及びWFPホームページより農林水産省作成

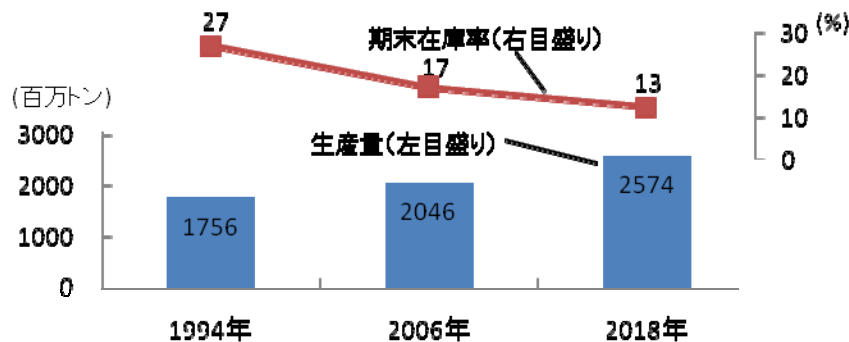
(5) 世界の食料需給の中長期的な見通し

- 世界の穀物の消費量は、人口の増加、所得水準の向上等に伴う畜産物消費の増加により、2018年までの12年間で5億トン増加し26億トンに達する見通し。この穀物消費量を確保するには、これまでと同等以上の単収の伸びに加え、これまでほぼ一定で推移してきた収穫面積の増加が必要となるものの、消費の増加に追いつかず期末在庫率は低下していく見通し。
- このため、穀物価格は近年の大幅な高騰期を除けば過去よりも高い水準で、かつ、上昇傾向で推移し、2006年に比べ名目で34~46%、実質で7~17%上昇する見通し。

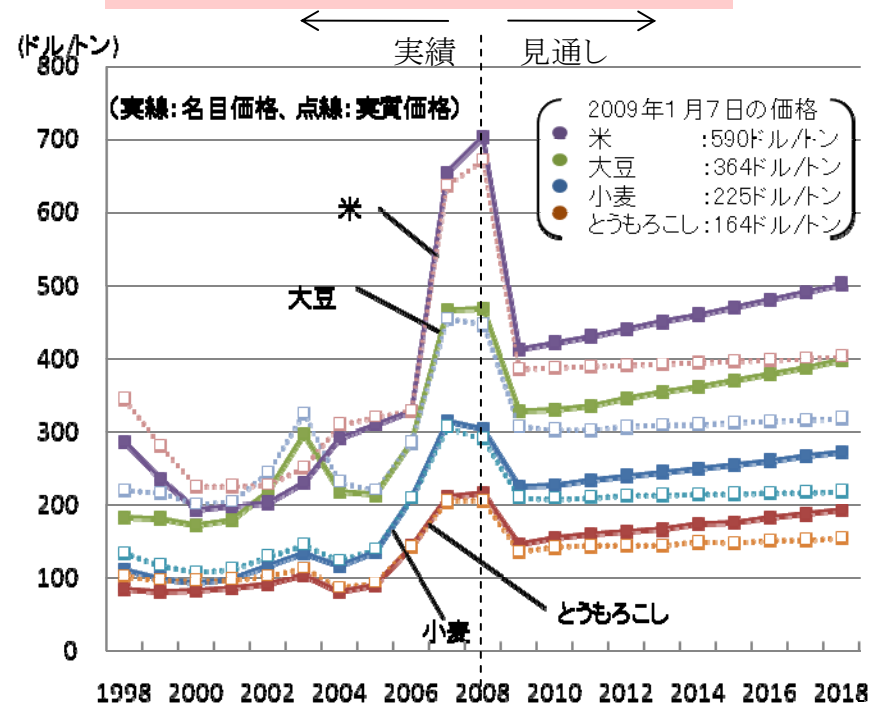
穀物消費量と1人当たり年間肉類消費量の見通し



穀物の生産量、期末在庫量の見通し



穀物及び大豆の国際価格の見通し



資料: 農林水産省「2018年における世界の食料需給見通し—世界食料需給モデルによる予測結果—」

1. 国民の食料供給を担う農業の持続的な発展

(1) 元気な担い手の育成・確保と経営の発展、多様な経営体の参画①

- 昭和35年比で、農家戸数は約2分の1、農業就業人口は約4分の1にまで大きく減少。
- 農業就業人口の高齢化が進行しており、若者など担い手の育成・確保が課題。

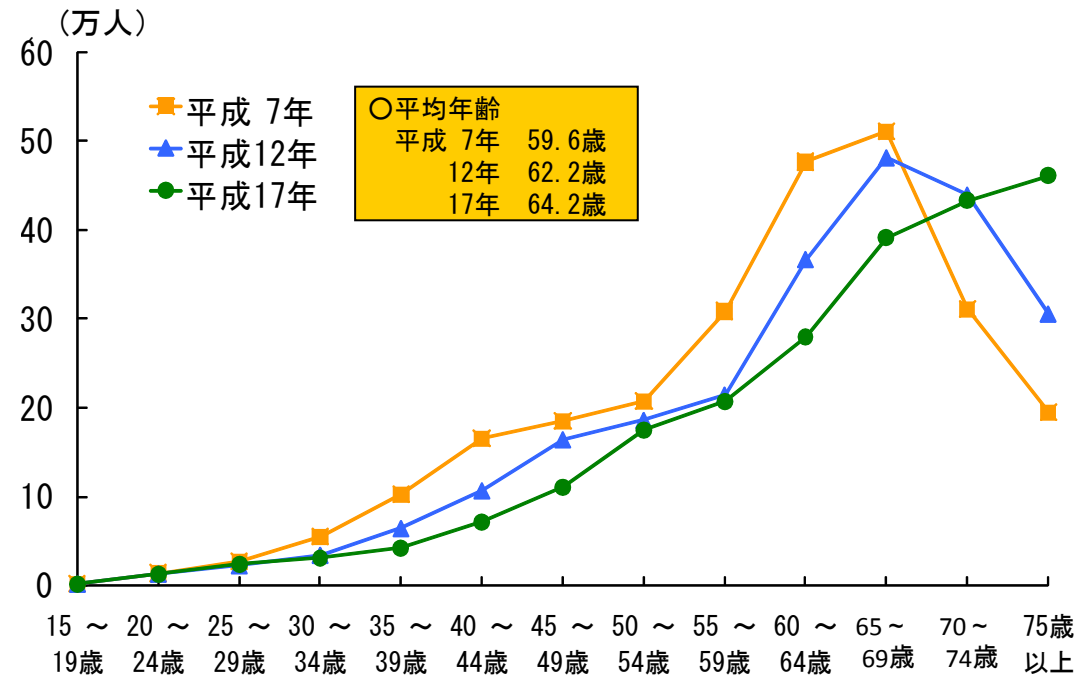
農家戸数、農業就業人口の推移

	昭35	55	平12	17年
農家戸数(万戸)	606	466	312	285
指数(昭35=100)	100	77	51	47
農業就業人口(万人)	1,454	697	389	335
指数(昭35=100)	100	48	27	23
うち65歳以上(%)	—	25	53	58

資料:農林水産省「農林業センサス」

注:農業就業人口の平成12年以降の数値は、販売農家のもの。

基幹的農業従事者の年齢構成



資料:農林水産省「農林業センサス」

注:基幹的農業従事者とは、自営農業に主として従事した15歳以上の世帯員(農業就業人口)のうち、普段の主な状態が「主に仕事(農業)」である者で、主に家事や育児を行う主婦や学生等を含まない。また、上記の図は販売農家のもの。

(1) 元気な担い手の育成・確保と経営の発展、多様な経営体の参画②

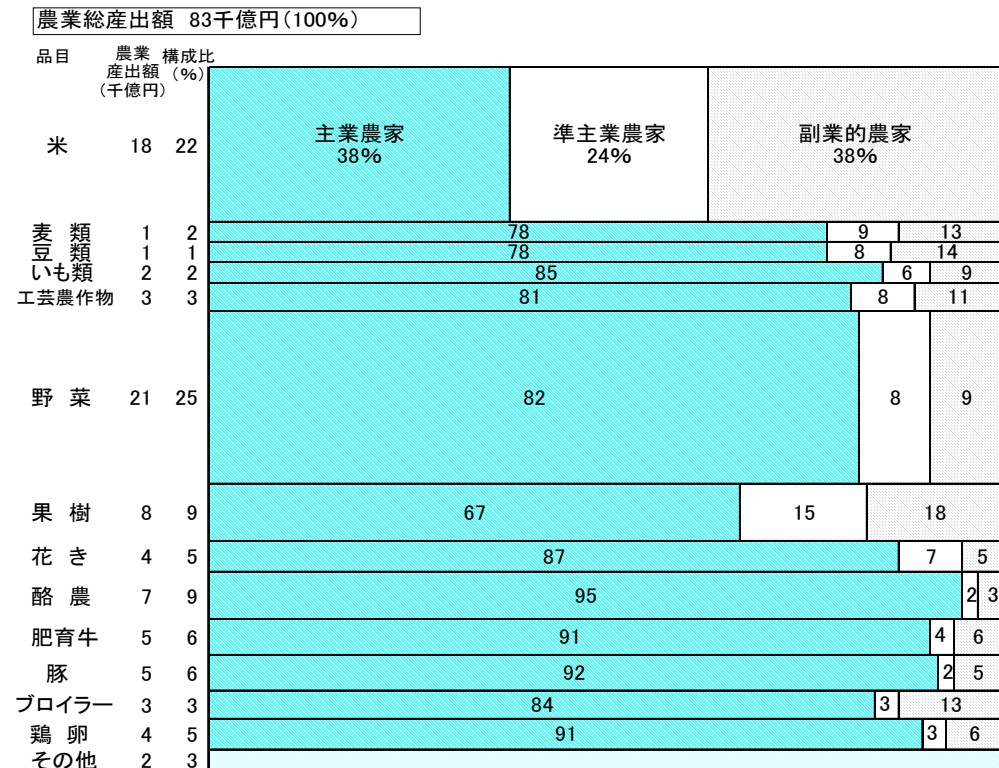
○ 我が国の農業は、畜産や野菜といった集約型農業では、経営の規模拡大が進み、農業所得が過半である主業農家の比率も高くなっている。これに対し、稲作等の土地利用型農業では、規模拡大は進んではいるものの、依然として規模の小さい経営が多い。また、米の産出額に占める主業農家の割合は4割弱となっており、他の作目に比べてかなり低い。

農家一戸当たりの平均経営規模の推移

経営部門別 (全国)	昭和35年	平成17年	倍率 昭和35年 →平成17年 (採卵鶏は昭40年)
	(採卵鶏は昭40年)	(採卵鶏は昭40年)	
水稲(a)	55.3	96.1	1.7
野菜(a)	8.6	53.4	6.2
乳用牛(頭)	2.0	59.7	30
肉用牛(頭)	1.2	30.7	26
養豚(頭)	2.4	1095	456
採卵鶏(羽)	27	33549	1243

資料：農林水産省「農林業センサス」、「畜産統計」、「家畜に関する統計」、「家畜飼養の概況」
 注1：水稲及び野菜の昭和35年は水稲及び野菜を収穫した農家の数値であり、平成17年は販売農家のうち販売目的で水稲及び野菜を作付けした農家の数値。
 注2：野菜は露地野菜の数値。
 注3：養豚及び採卵鶏の平成17年は平成16年の数値。

品目別にみた販売農家の農業総産出額に占める類型別シェア(平成18年)



資料：農林水産省「生産農業所得統計」、「農林業センサス」、「経営形態別経営統計(個別経営)」
 注：農業総産出額は販売農家以外の経営体(組織経営体、自給的農家等)も含めた産出額の計であるが、このシェア図には加味していない。
 主業農家：農業所得が主で、1年間に60日以上農業に従事している65歳未満の者がいる農家。
 準主業農家：農外所得が主で、1年間に60日以上農業に従事している65歳未満の者がいる農家。
 副業的農家：1年間に60日以上農業に従事している65歳未満の者がいない農家。

(1)元氣な担い手の育成・確保と経営の発展、多様な経営体の参画③

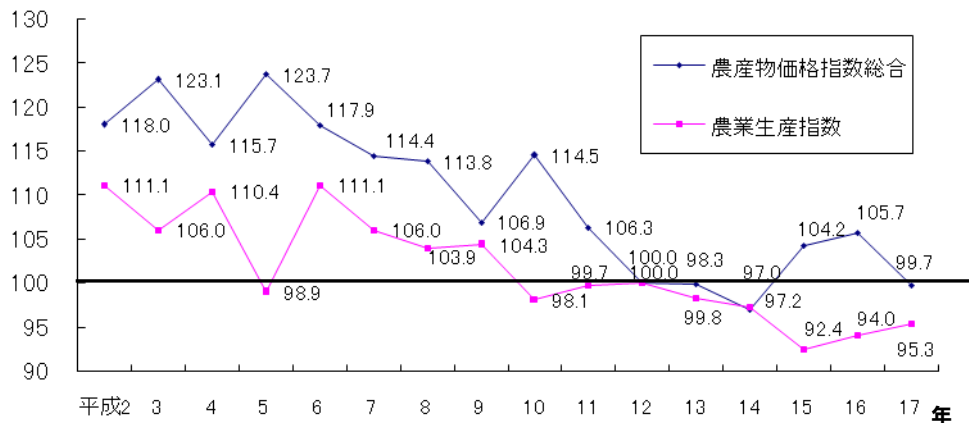
○ 農業産出額は、平成2年比で約30%減少。品目別の農業生産指数も、近年は多くの品目で低下傾向。

農業総産出額

平成2年 11兆4,927億円 → 平成19年(概算) 8兆1927億円
 Δ29%

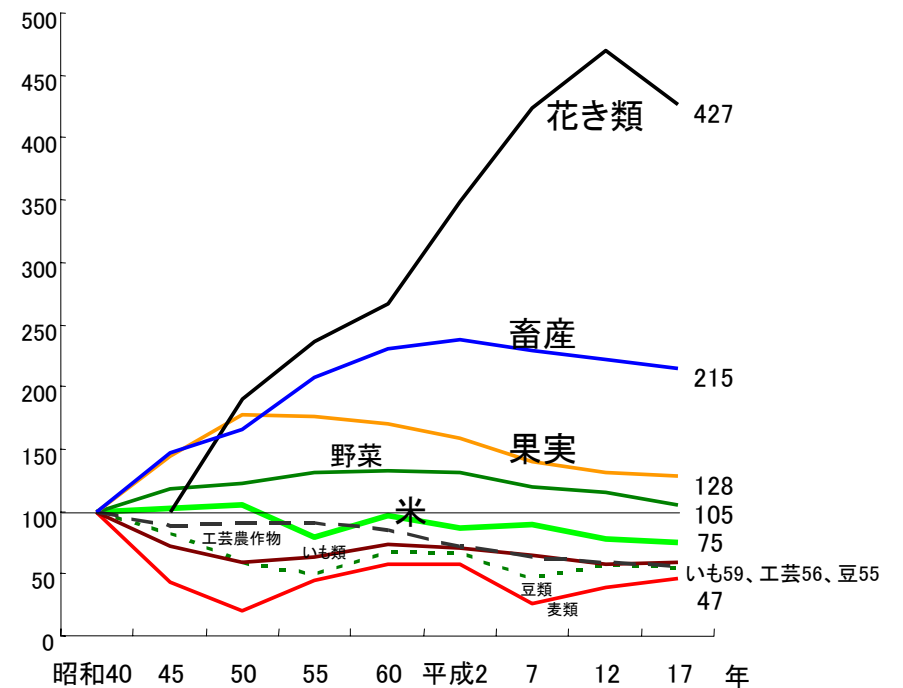
資料:農林水産省「生産農業所得統計」

農業生産指数、農産物価格指数の推移 (平成12年=100)



資料:農林水産省「農産物価統計」、「農林水産業生産指数」

農業生産指数の推移 (昭和40年=100)



資料:農林水産省「農林水産業生産指数」

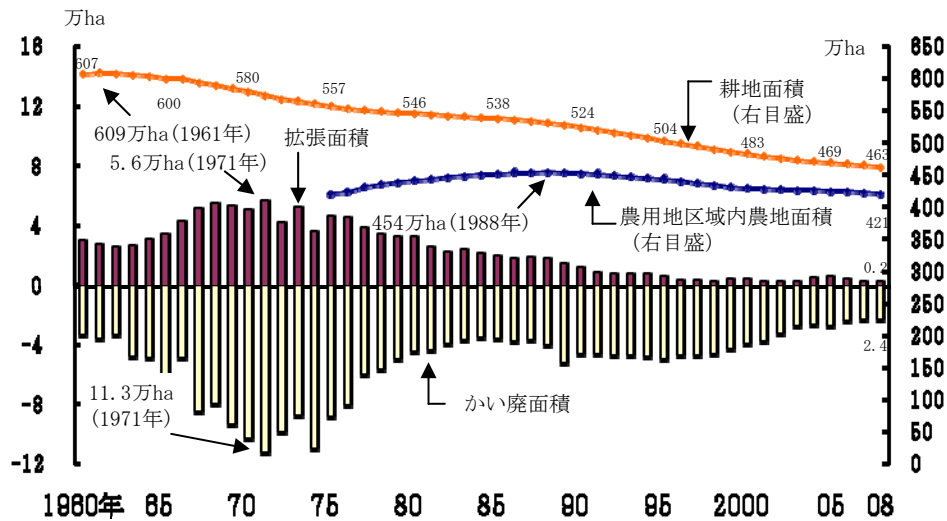
注1:農業生産指数(平成12年=100)を昭和40年を100とする指数に換算

注2:花き類は昭和45年を100とする指数に換算

(2)限られた農地の最大限の確保と有効利用

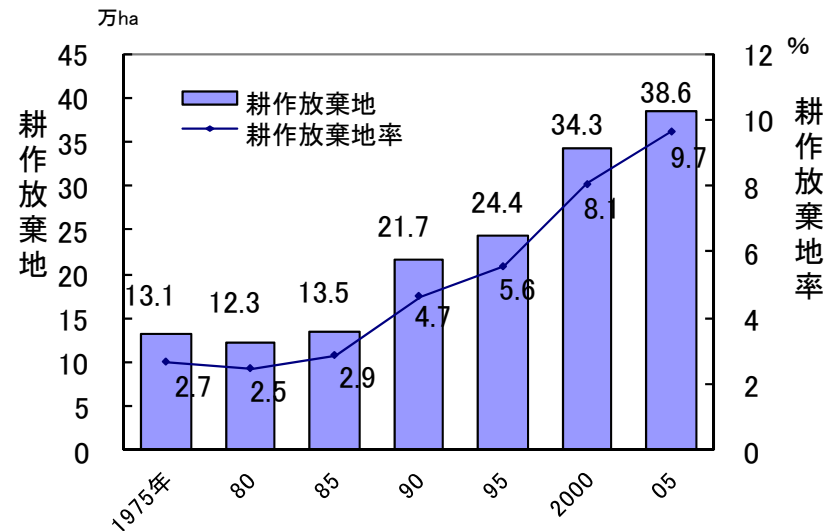
- 耕地面積は、1961年をピークに一貫して減少。耕作放棄や農地転用によるかい廃面積は、1995年以降、減少傾向で推移してきたが、ここ数年は、ほぼ横ばい。
- 耕作放棄地面積は1985年以降増加。

耕地面積及びその拡張・かい廃面積等の推移



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」、農林水産省調べ

耕作放棄地面積の推移

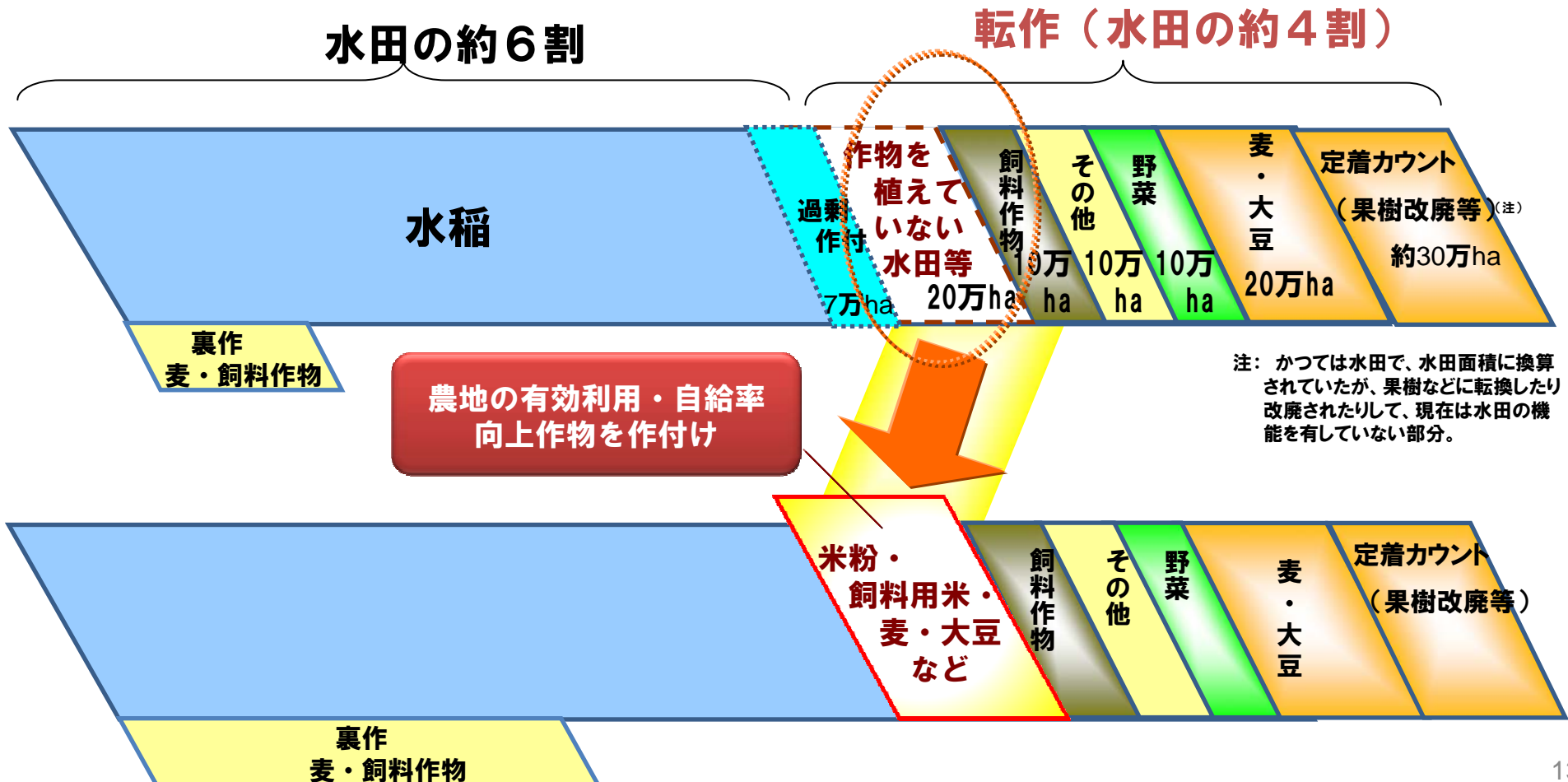


資料：農林水産省「農林業センサス」

(3)水田フル活用など国産農産物の積極的な活用に向けた新たな農業の展開、輸出の促進①

- 年々増え続ける生産調整を達成するため、作物を何も植えない水田等も20万haにのぼっている。
- これを解消し、食料供給力の強化や自給率の向上を図るため、今まで需要先として対応できていなかった米粉用や飼料用の米生産、輸入比率の高い麦・大豆の国内生産の拡大などにより水田のフル活用を強力に推進。

潜在水稲作付面積 約270万ha



(3)水田フル活用など国産農産物の積極的な活用に向けた新たな農業の展開、輸出の促進②

○ 近年、米粉や飼料用米など、新規需要米のニーズが拡大。

パン等の原料米の使用量

年度	原料米使用量
平成15	1千トン
16	3千トン
17	3千トン
18	6千トン

農林水産省調べ

米粉パンの学校給食導入状況

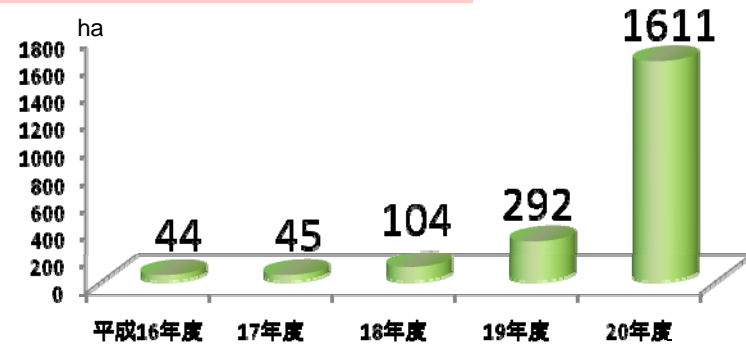
年度	14～15	16	17	18
米粉パン学校給食導入校数	1,983校	4,067校	6,063校	7,836校
給食実施校数	32,003校	31,902校	31,662校	31,476校
導入校割合	6%	13%	19%	25%

農林水産省調べ

最近の大手企業による米粉利用の動向

開始時期	団体・機関・会社	商品(シリーズ)名	取組内容
20年6月4日	スターバックス コーヒージャパン (株)	ロールケーキ	米粉を使ったロールケーキの販売を全国の店舗で開始
20年9月9日	(株)ローソン	「国産米粉のパン」シリーズ	全国で100%米粉を使用したパンの販売を開始
20年11月5日	(株)セブン&アイ ホールディングス	「ファンケル共同開発」シリーズ	(株)ファンケル及び大手食品メーカー数社と共同開発し、発芽玄米粉を配合したパン等をイトーヨーカドー店舗で販売開始

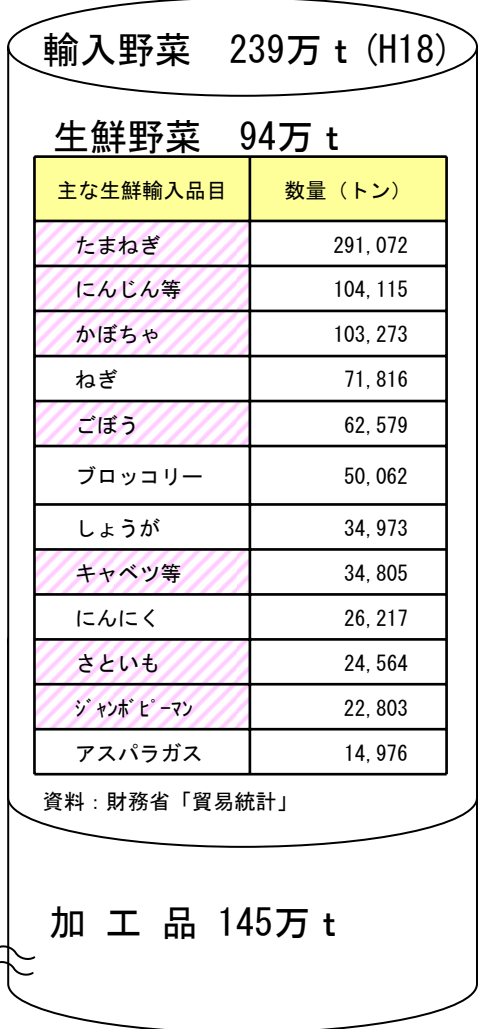
飼料用米の作付面積の推移



農林水産省調べ(20年度は見込みの数値)

(3)水田フル活用など国産農産物の積極的な活用に向けた新たな農業の展開、輸出の促進③

- 加工・業務用需要における輸入野菜を国産野菜に置き換えるには、輸入要因とそれに対応する施策を講じていくことが必要。
- このため、国産野菜のモデル産地を形成し、加工・業務用需要のシェア回復を推進。



- 生鮮品(家計用)でも競合している品目
 - ・低コスト、高品質化によりシェア回復中の品目
ブロッコリー、ねぎ、アスパラガス
 - ・輸入品とのすみ分けがついている品目
しょうが、にんにく

- 主産地の切り替わり時期等に供給が不安定となることから輸入品が利用されている品目
たまねぎ(府県産)、キャベツ、にんじん、レタス

- 需要があるにもかかわらず、国内産地の対応が不十分なことから輸入品の利用が多い品目
ジャンボピーマン(パプリカ)等

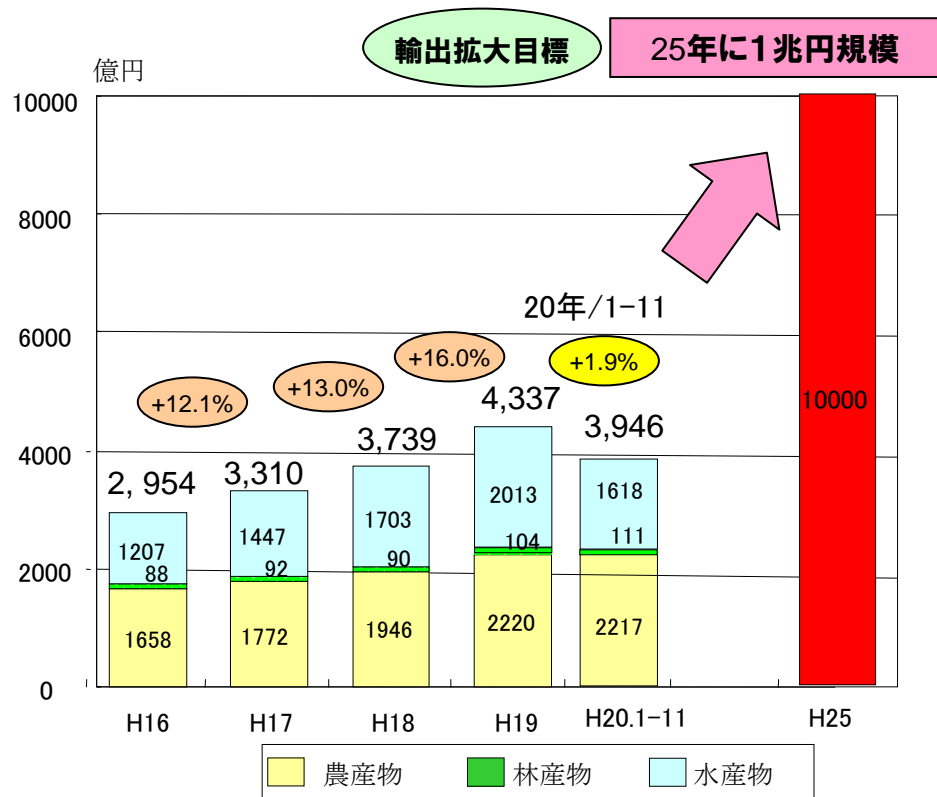
- むきなど実需者ニーズに応じた供給がされていない品目
さといも、ごぼう、かぼちゃ、(むき)たまねぎ

- ジュース用、ピューレペースト、冷凍食品など調製品として輸入されている品目
にんじん、えだまめ、しょうが、かぼちゃ

(3)水田フル活用など国産農産物の積極的な活用に向けた新たな農業の展開、輸出の促進④

○ 世界的な日本食ブームの広がりや、アジア諸国等を中心とした富裕層の増加を背景に、輸出額は増加基調。

我が国の農林水産物等の輸出額の最近の推移と目標

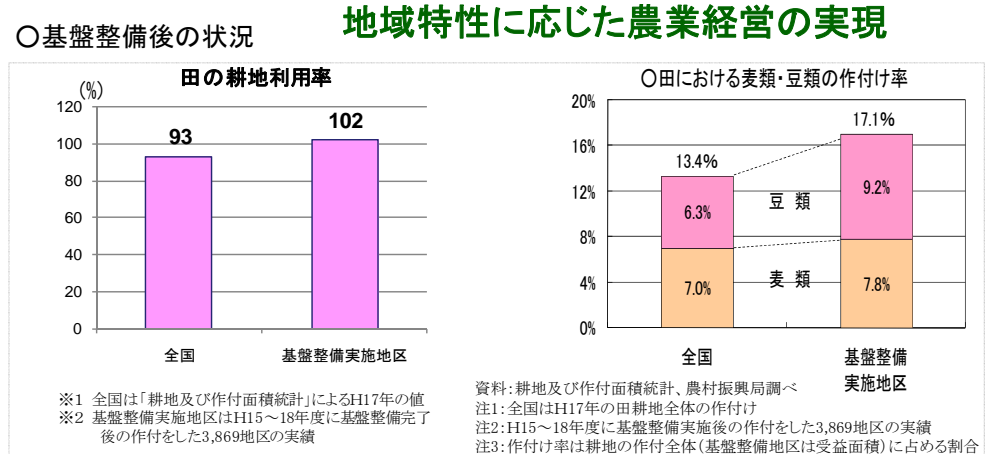
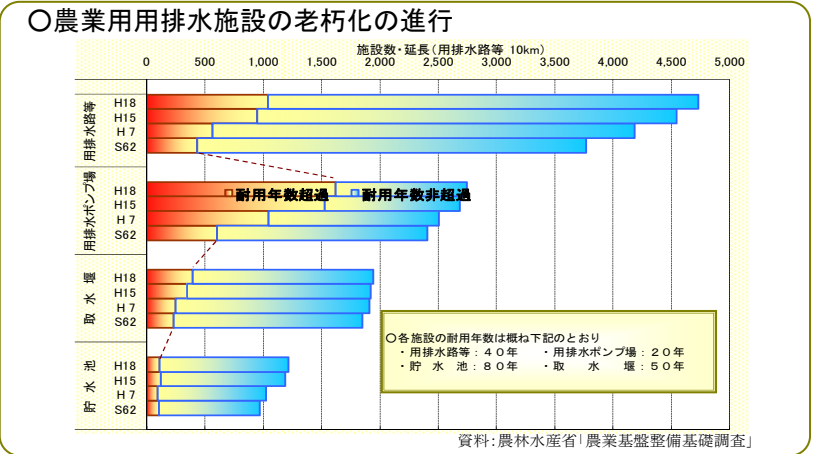
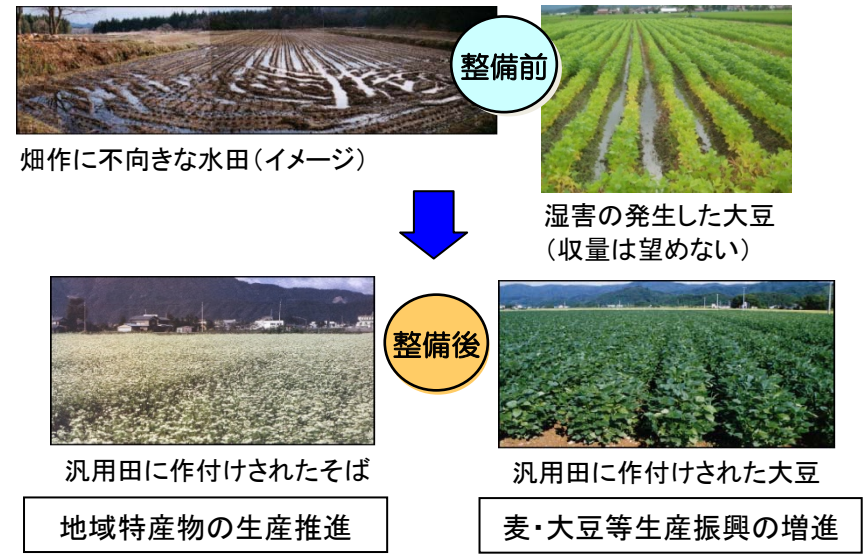
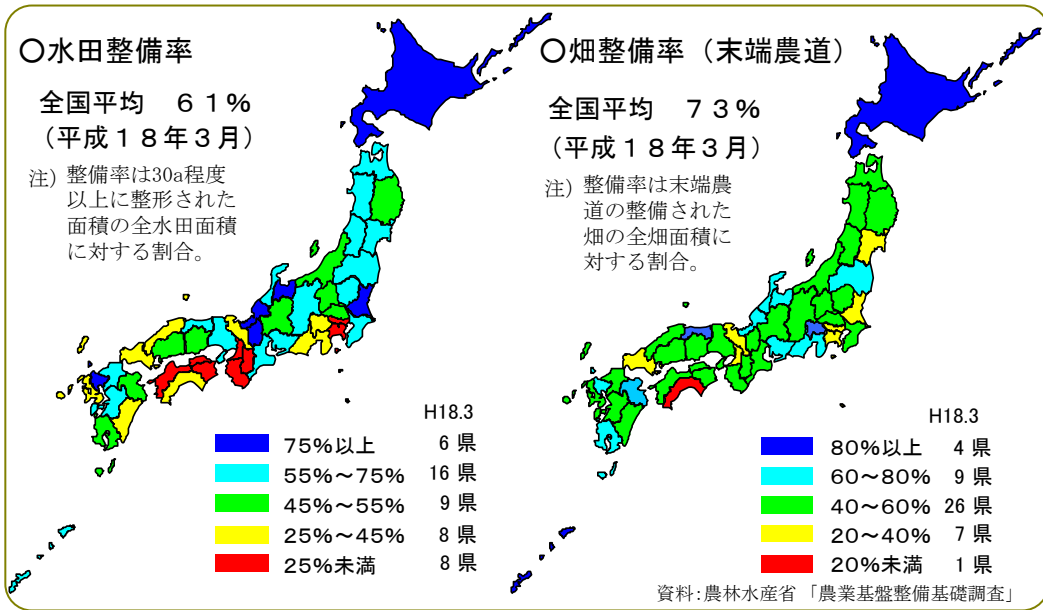


総合的な輸出戦略

- 輸出環境の整備
 - ・ 検疫協議の推進
 - ・ 輸出証明書の発行体制の整備
 - ・ HACCPの導入
 - ・ GAPの導入等
- 品目別の戦略的な取組
 - ・ 重点国の明確化、工程表の策定
 - ・ 広報戦略の策定と広報媒体の整備
 - ・ ブランド戦略の推進、技術開発の促進等
- 意欲ある農林漁業者等に対する支援
 - ・ マッチング支援
 - ・ 大使館、ジェトロと連携した海外におけるサポート
 - ・ 地方農政局を中心とした国内におけるサポート (地方公共団体との連携)
 - ・ 海外における販売促進活動に対する支援等
- 関係府省と連携した日本食・日本食材等の海外への情報発信
 - ・ 日本食レストランの海外普及
 - ・ WASHOKU-Try Japan's Good Food事業
 - ・ ビジット・ジャパン・キャンペーン

(4) 農地の生産性を向上させる生産基盤の整備

- 農業生産基盤の整備状況は地域によって大きな差。農業用排水施設の整備後、長期を経て老朽化が進んでおり、適時適切な更新整備が必要。
- 地域特性に応じた農業経営の実現のためには、麦・大豆の生産に適したほ場の大区画化や排水条件の改良を進める必要。

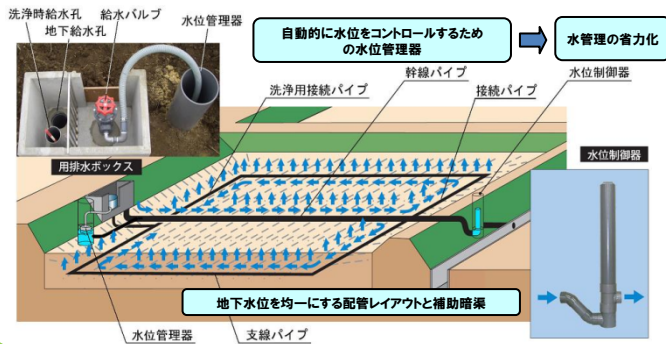


(5)我が国の高品質な農産物を効率的に生み出す高度な技術の開発・普及①

- 「農林水産研究基本計画」(平成17年3月30日、農林水産技術会議決定)に基づき、①高生産性水田・畑輪作、耕畜連携等の技術体系確立のための技術開発、②消費者及び実需者ニーズに対応した高品質な農産物・食品の開発等を推進。

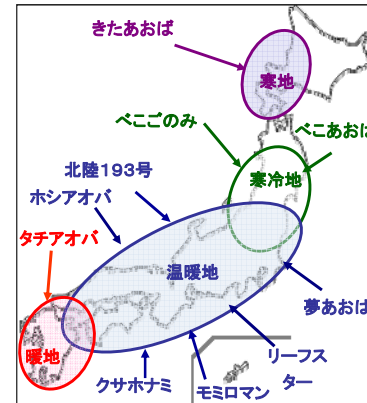
①ほ場内地下水位制御システム(FOEAS)の開発

転換畑において水位調節装置と暗きょ管、弾丸暗きょを組み合わせて地下水位を制御。麦、大豆栽培等の湿害、干ばつを防止し、収量増に貢献。従来の暗きょ工事とほぼ同水準の10a当たり約20万円で施工可能。



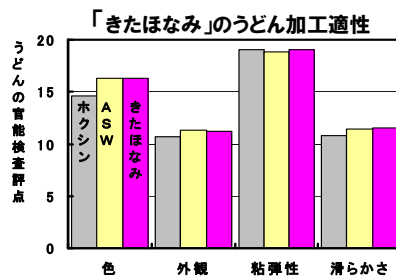
③気候区分に対応した飼料用稲品種の開発

日本全国における稲発酵粗飼料・飼料米の需要に対応するため、各地域で栽培可能な飼料用稲品種(茎葉を含む全重収量10a当たり1.5トン以上、玄米収量10a当たり700~800kg)を育成。



②うどん用小麦品種「きたほなみ」の育成

北海道向けのうどん用小麦品種(平成18年育成)。製粉性に優れ、製めん適性も豪州産高品質銘柄「ASW」に匹敵。現行品種「ホクシン」よりも1割程度多収で、病害・雨害に強い。



④大豆の安定多収生産「大豆300A技術」の開発

水田大豆作の不安定要因である湿害を、土壌条件に応じた適切な耕起・播種技術で回避する等の技術を開発。高収量(300kg/10a)で高品質(Aクラス)な大豆生産を推進。

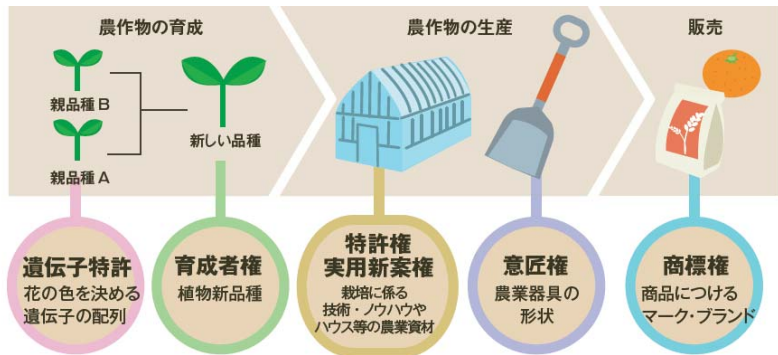


「耕うん同時畝立て播種機」

(5)我が国の高品質な農産物を効率的に生み出す高度な技術の開発・普及②

- 農業分野の知的財産には、生産から販売までのそれぞれの段階で育成者権、特許権、商標権等といった「知的財産権」が存在するほか、地域で受け継がれてきた農業技術や和牛等の遺伝資源など権利ではない知的財産も存在。
- 近年、海外における育成者権等の侵害により、国内の生産者が影響を受ける事例が多発しており、我が国の知的財産保護の強化が必要。

農業における知的財産権の例



知的財産権以外の重要な知的財産

- ・ 古くからある農業技術
- ・ 古くからある植物品種 (コシヒカリ、ふじ等)
- ・ 和牛等の動物の遺伝資源
- ・ ブランド (地域ブランド、企業ブランド等)
- ・ 食文化・伝統文化
- ・ 人々の手によってつくられた農山漁村景観

育成者権の侵害事例

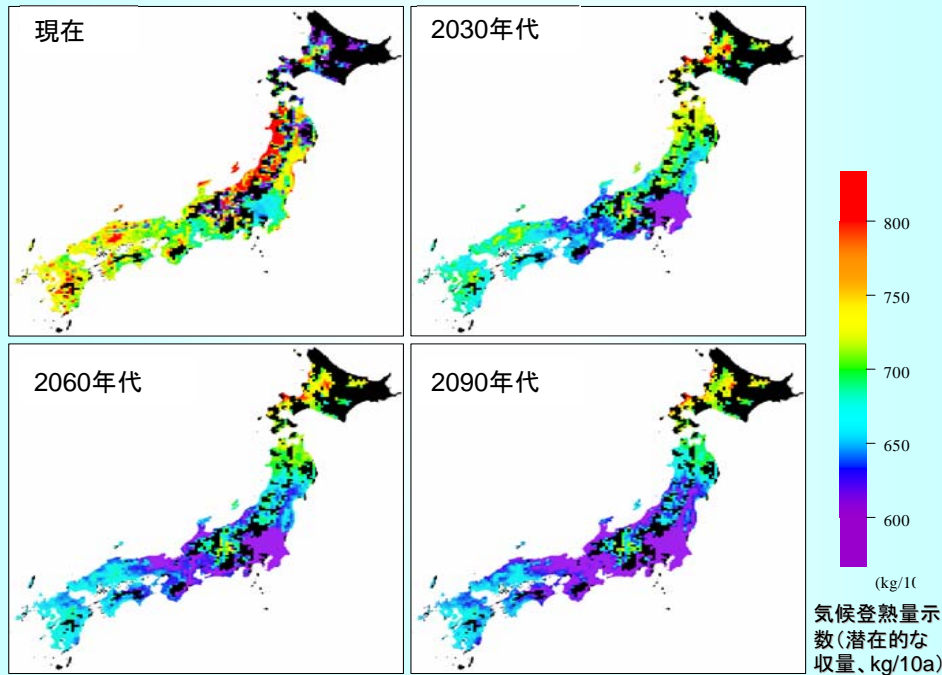
植物名	品種名	侵害国	概要
いんげん豆	雪手亡	中国	中国に種苗が無断で持ち出され、その収穫物が我が国に輸入、販売されていた。北海道からの警告により、輸入業者は中国からの高級白あん原料用いんげん豆の輸入を自粛。
小豆	きたのおとめ しゅまり	中国	中国に種苗が無断で持ち出され、その収穫物が我が国に輸入されていた。北海道からの警告により、輸入業者は中国からの日本品種の小豆の輸入を自粛。
いちご	レッドパール	韓国	韓国の一部の者に生産・販売を許諾したが、韓国国内で種苗が無断で持ち出されその収穫物が我が国に輸入、販売されていた。輸入業者を相手に裁判を起し、輸入を取りやめで和解したが、韓国国内での栽培は継続。
	とちおとめ	韓国	韓国に種苗が無断で持ち出され、その収穫物が我が国に輸入、販売されていた。栃木県が許諾先の業者に文書で注意。韓国国内での栽培は継続。
いぐさ	ひのみどり	中国	中国に種苗が無断で持ち出され、栽培されているとして、平成15年、熊本県が、関税定率法に基づき輸入差止めを申立て。平成17年3月、長崎税関が輸入されようとした「ひのみどり」のいぐさを摘発し、刑事告発。平成17年11月に熊本地検が起訴し、平成18年2月に有罪判決。
おうとう	紅秀峰	オーストラリア	オーストラリアに種苗が違法に持ち出されたとして、平成17年、山形県が、種苗法に基づき豪州で果実の生産・販売を営む者等を刑事告訴した。平成19年7月、山形県は平成24年まで輸出しないことを条件に和解。 ----- 中国においても、種苗が違法に持ち出され、流通しているとの情報が寄せられている。

(6) 農業の自然循環機能の一層の向上①

- 地球温暖化は、気温の上昇や異常気象の頻発を通じて、世界の農業生産に対して、農地面積の減少、生産量の変動、栽培適地の移動などの影響を及ぼすことが懸念。
- 我が国においても、稲、麦、大豆、野菜、果樹等について、収量の変化、栽培適地の移動、品質の変化、虫害発生の増加、新規病害虫による被害等の影響が出る可能性。

水稲：収量の変化

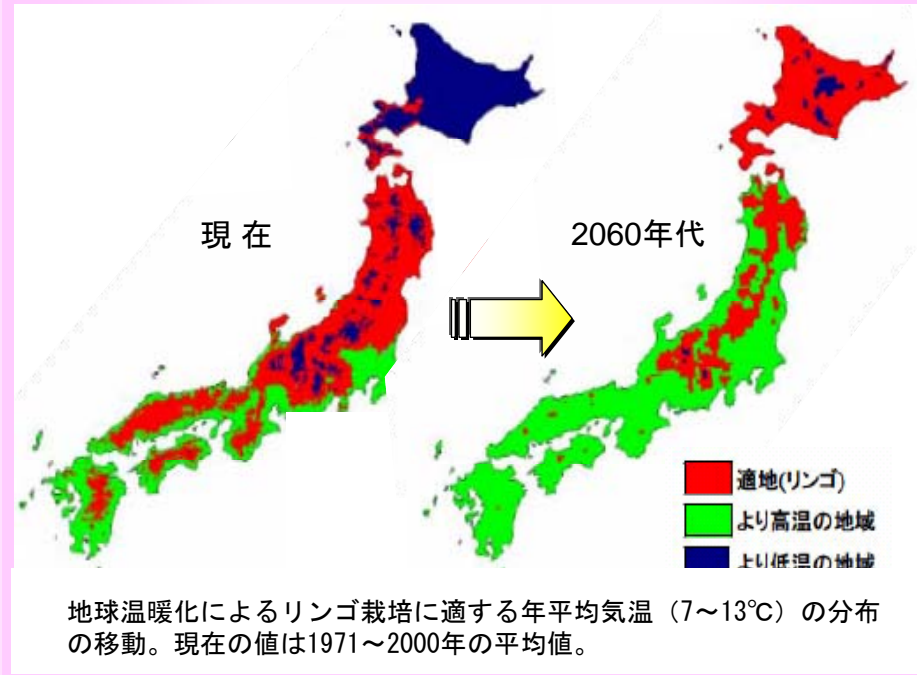
2060年代に全国平均で約3℃気温が上昇した場合、潜在的な収量が北海道では13%増加、東北以南では8-15%減少。



資料：地球環境Vol.6 No.2、141～148「温暖化が日本の水稲栽培の潜在的特性に及ぼすインパクト」

果樹：栽培適地の移動

リンゴの栽培適地が北上し、将来は新たな地域が栽培可能になる一方、現在の主要な産地が気候的に不利になる可能性。



資料：果樹研究所 研究成果情報「地球温暖化によるリンゴ及びウンシュウミカン栽培適地の移動予測」

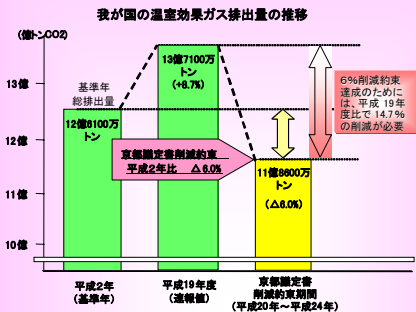
(6) 農業の自然循環機能の一層の向上②

- 地球温暖化の進行により農業生産への影響が懸念されるなど、地球環境問題は農林水産業にも密接に関連。
- 農林水産業の持続的発展を図るに当たっては、その自然循環機能の維持増進を図り、環境との調和に十分配慮することが必要。
- このため、農林水産分野における地球温暖化対策、バイオマス利活用の推進、生物多様性の保全等の資源・環境政策を一体的に推進。

背景

地球温暖化の進行

- 地球温暖化は世界規模で農業生産に影響
- 京都議定書 6%削減約束の達成は難しい状況



地域に存在する資源の有効活用

- 地域に豊富に存在するバイオマス（再生可能な生物由来の有機物資源）の利活用は、地球温暖化のみならず地域の活性化や雇用の創出など、農林水産業に新たな領域を開拓
- 北海道洞爺湖サミット首脳声明において、食料と競合しない「第2世代バイオ燃料」が明記

生物多様性の減少

- 農薬・肥料の不適切な使用、経済性や効率性を優先した農地・水路の整備、埋め立て等による藻場・干潟の減少など、一部の農林水産業の活動が生物多様性に負の影響

主な施策

農林水産分野における地球温暖化対策

「農林水産省地球温暖化対策総合戦略」

(平成19年6月地球温暖化・森林吸収源対策推進本部決定。平成20年7月改定)

- 地球温暖化防止策
バイオマス資源の循環利用、食品産業等の自主行動計画、農地・土壌の温室効果ガスの吸収源としての機能の活用等を推進
- 地球温暖化適応策
今後避けることができない地球温暖化による農林水産業への影響に対応するための技術開発・普及を推進
- 農林水産分野の国際協力
我が国の農林水産分野の地球温暖化防止策・適応策の開発を計画的に推進

バイオマス利活用の推進

「バイオマス・ニッポン総合戦略」 (平成18年3月閣議決定)

- バイオ燃料の利用促進
- バイオマスタウン構築の加速化
- アジア等海外との連携

「農林漁業バイオ燃料法」 (平成20年法律第45号)

農林漁業に由来するバイオマスのバイオ燃料向け利用を通じ、農林漁業の持続的かつ健全な発展及びエネルギー供給源の多様化を図る

農林水産業における生物多様性の保全

「農林水産省生物多様性戦略」

(平成19年7月新基本法農政推進本部決定)

有機農業をはじめとする環境保全型農業の推進、生物多様性に配慮した生産基盤整備、遺伝資源の保全と持続可能な利用、農林水産業の生物多様性指標の開発等を推進

今後の展開方向

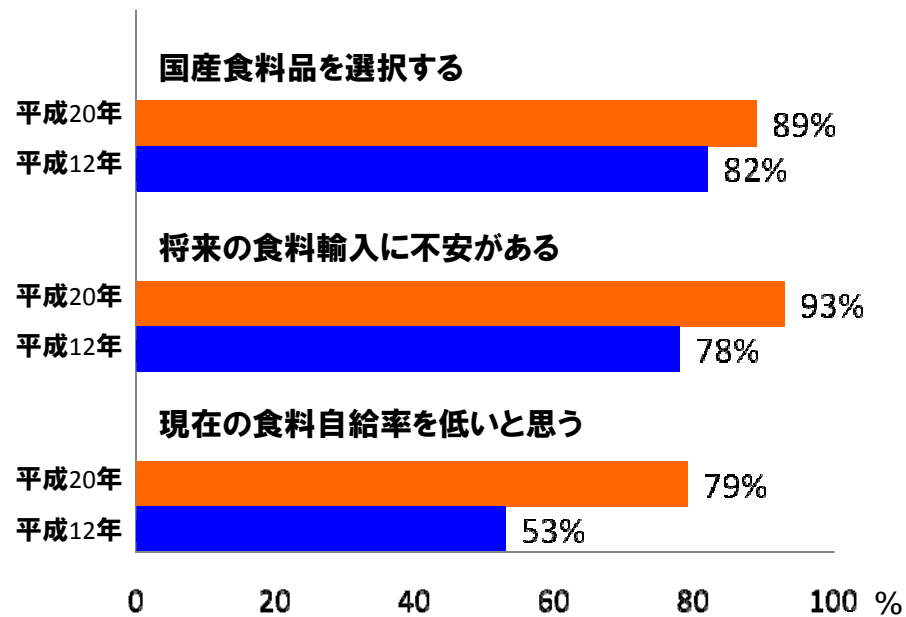


2. 国民生活の基礎である食料の安定供給の確保

(1)我が国の食の安全と消費者の信頼の確保①

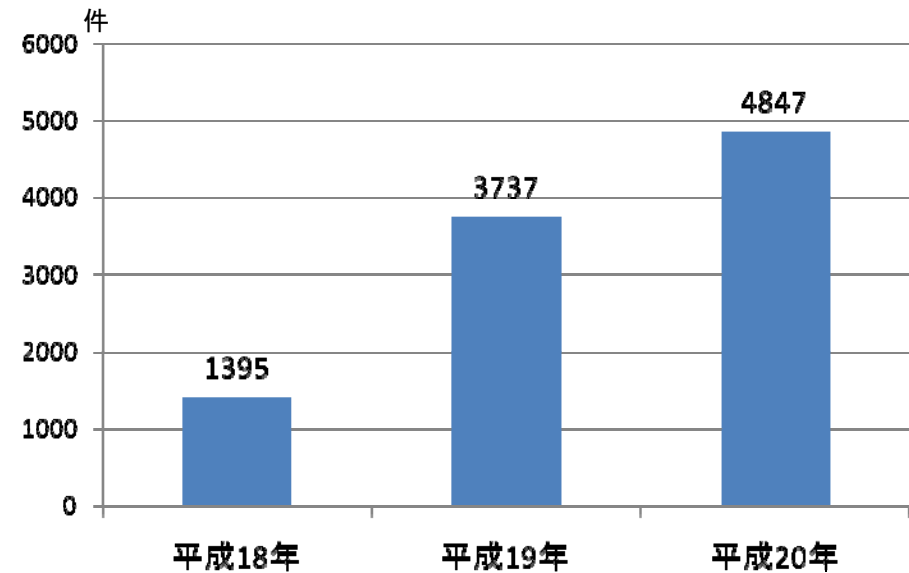
○ ここ数年、食品表示をめぐる不正や輸入食品による健康被害が発生し、食品に対する信頼が損なわれるとともに、世界の食料需給のひっ迫により、食料供給に対する国民の不安感が増大。

食料供給に対する国民意識



資料：内閣府「食料・農業・農村の役割に関する世論調査」(平成20年9月調査)

「食品表示110番」への疑義情報の提供件数



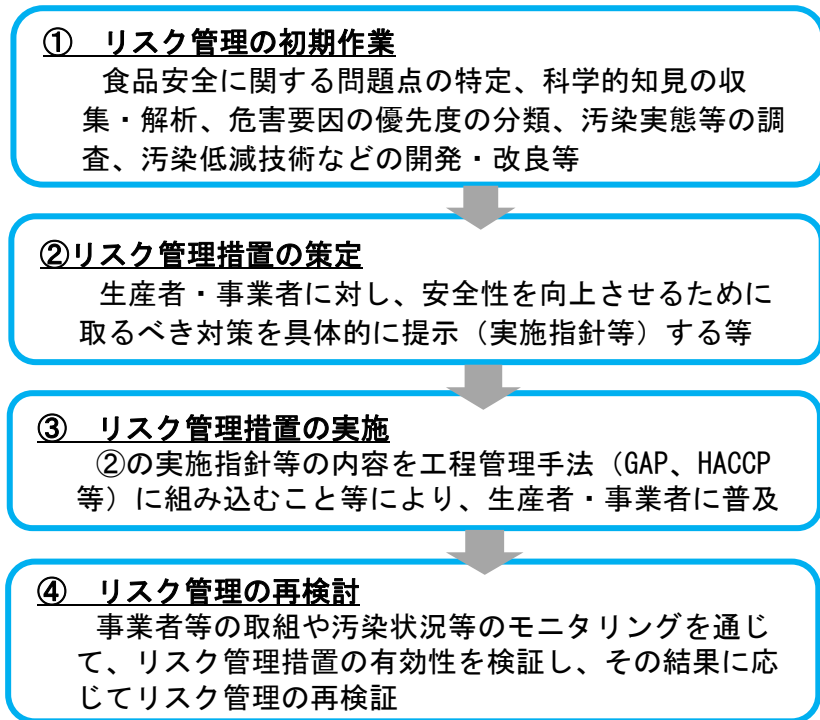
農林水産省調べ

※食品表示110番とは：
国民から食品表示についての情報提供を受け付けるためのホットライン

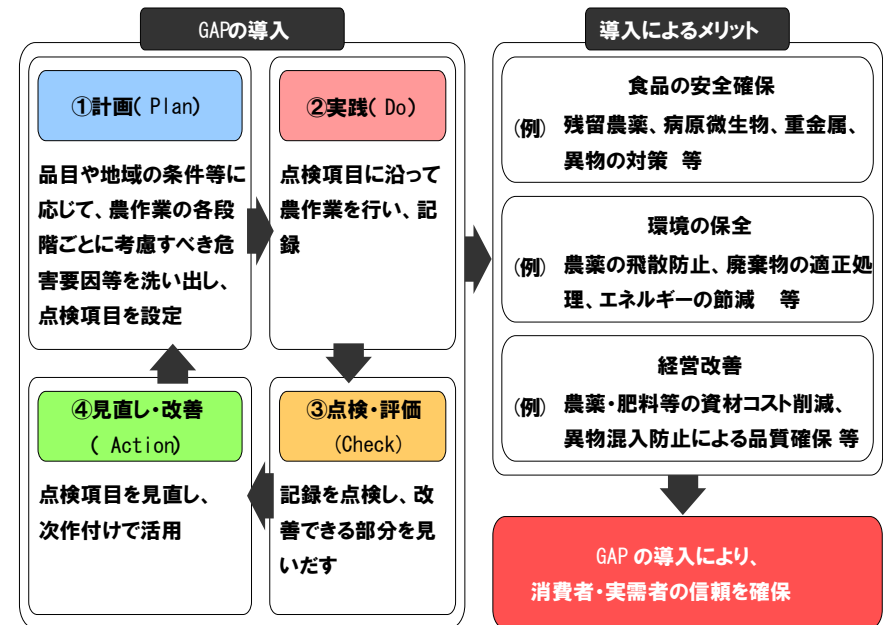
(1)我が国の食の安全と消費者の信頼の確保②

- 安全な食品を消費者に供給するためには、生産から食卓までを通じて安全を確保する必要。リスク管理の枠組みに則して、フードチェーンの各過程で有害な微生物・化学物質による食品の汚染を低減することが重要。
- 食品の安全確保に当たっては、生産工程の各工程を記録・点検することにより品質管理を行う工程管理手法を積極的に導入・推進する必要。農業生産ではGAP(ギャップ)(農業生産工程管理手法)、食品産業ではHACCP(ハサップ)(危害分析・重要管理点)の導入が重要。

食品安全に係るリスク管理の枠組み



GAP（農業生産工程管理手法）の枠組み



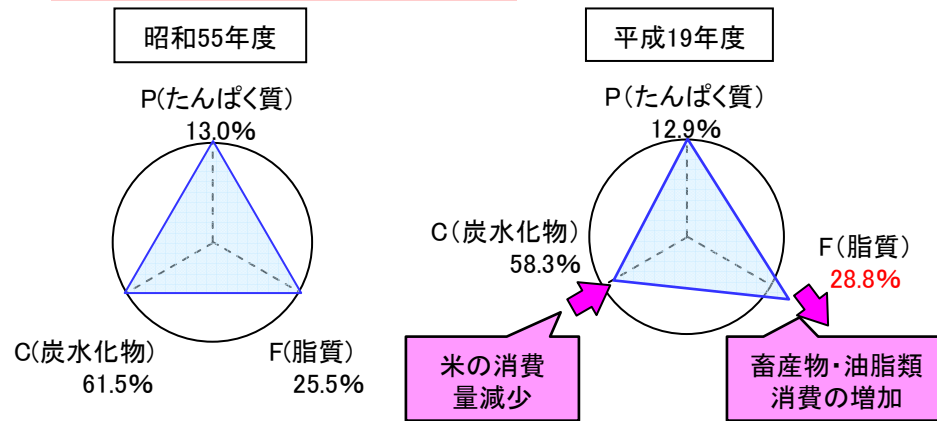
現在1,138産地(平成20年7月末時点)
→2011年度までに、主要な2,000産地での導入を目指す

資料：農林水産省作成
注：GAPとは、農業者自らが、(1)農作業の点検項目を決定し、(2)点検項目に従い農作業を行い、(3)記録を点検・評価し、改善点を見いだし、(4)次回の作付けに活用するという一連の「農業生産工程管理」の手法

(2) 栄養バランスのとれた我が国の食生活の維持・継承①

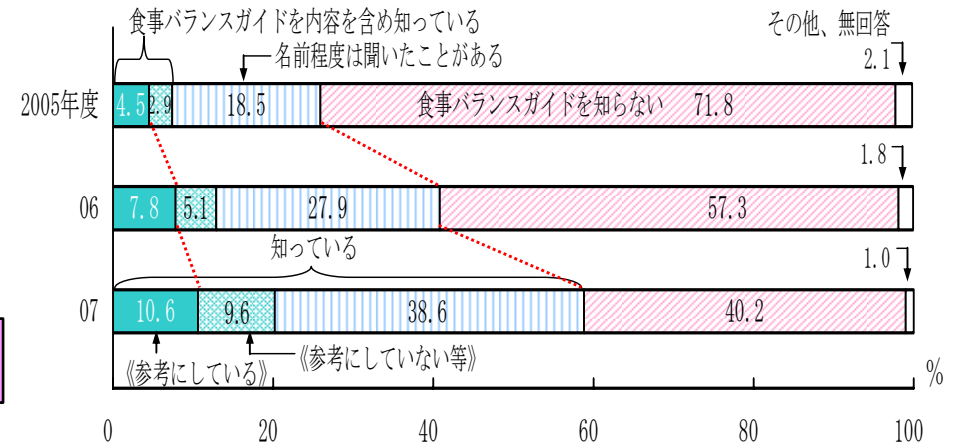
- 畜産物・油脂類の消費増加などの食生活の変化に伴い、健康面で様々な問題が発生。
- 「食事バランスガイド」の認知度は向上しているが、今後は一層の活用を進めることが必要。

PFCバランスの変化



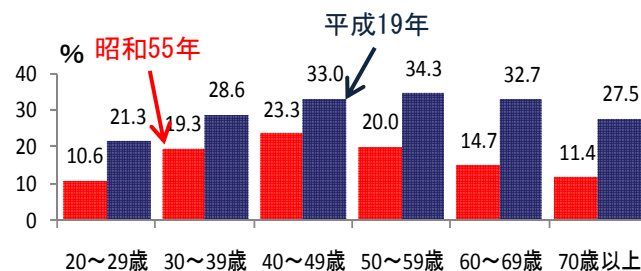
資料：農林水産省「食料需給表」

食事バランスガイドの認知度及び参考度



資料：(財)食生活情報サービスセンター「平成17年度食行動等実態調査」(2006年1月調査)、(社)農山漁村文化協会「平成18年度「食事バランスガイド」等の普及状況調査郵送モニター調査編」(2007年2月調査)、(社)農山漁村文化協会「平成19年度「食事バランスガイド」等の普及状況調査郵送モニター調査編」(2008年2月調査)を基に農林水産省で作成注：東京圏・近畿圏及び地方圏に居住する満20歳以上70歳未満の男女、2005年度2,100人(回収率87.3%)、06年度2,500人(91.8%)、07年度2,500人(93.4%)を対象に実施

肥満者 (BMI 25以上) (男性) の割合



資料：厚生労働省「国民栄養調査」(昭和55年)、「国民健康・栄養調査」(平成19年)
注：BMI=体重[kg]/(身長[m])²

食事バランスガイドとは



- ・平成17年6月 厚生労働省と農林水産省が決定
- ・食事の望ましい組み合わせやおおよその量をわかりやすく示したもの
- ・1日に「何を」「どれだけ」食べたらいいかを「いくつ」という単位で、コマのイラストを使い表している

(2) 栄養バランスのとれた我が国の食生活の維持・継承②

- 地域の消費者ニーズに対応した農業生産と、生産された農産物を地域で消費するという活動を通じて農業者と消費者を結びつける地産地消の取組が全国各地で展開。

地産地消の取組の広がり

○地域の生産者と消費者の結びつき

- ・「顔が見える関係」の構築により消費者ニーズに対応した生産直売所の設置数 13,538施設(2005年センサス)

○新たな地域農業の支援・展開

- ・高齢者や小規模農家が活躍できる農業の展開と地域活性化
平均年間販売額3,387万円(H19年度実態調査)

○「食」や「農」の理解の増進

- ・消費者と生産者の交流による食や農への関心や理解を増進
学校給食における地場農産物利用割合
21.2%(H16年度) → 23.3%(H19年度)

農産物直売所での
地場農産物の直接販売



和歌山県紀の川市
めっけもん広場
(JA紀の里)

- ・年間80万人の集客力
- ・高齢・女性農業者を
中心に約1,400人の出
荷者

学校給食や社員食堂での
地場農産物の利用



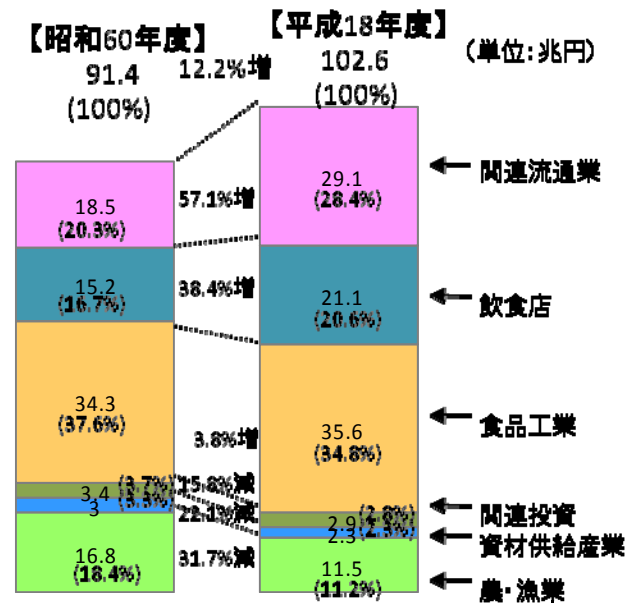
経団連と連携した、社
員食堂での地場農産
物の利用拡大の推進

キャノン本社における
地場農産物使用メ
ニュー

(3)消費者と直接関わる食品産業の振興①

- 食品産業(食品工業+飲食店+関連流通業)の国内生産額は86兆円(2006年度)と、農業・食料関連産業全体の8割に相当。
- 近年の輸入食材に対する国民の不安感の高まり等を受けて、食品産業等の中には、原材料等を輸入から国産に変更したり、国産野菜の使用量を増やしたりする動き。

農業・食料関連産業の国内生産額



資料:農林水産省「農業・食料関連産業の経済計算」

注:平成18年度は速報値である。

関連流通業:食料品にかかる商業及び運輸業

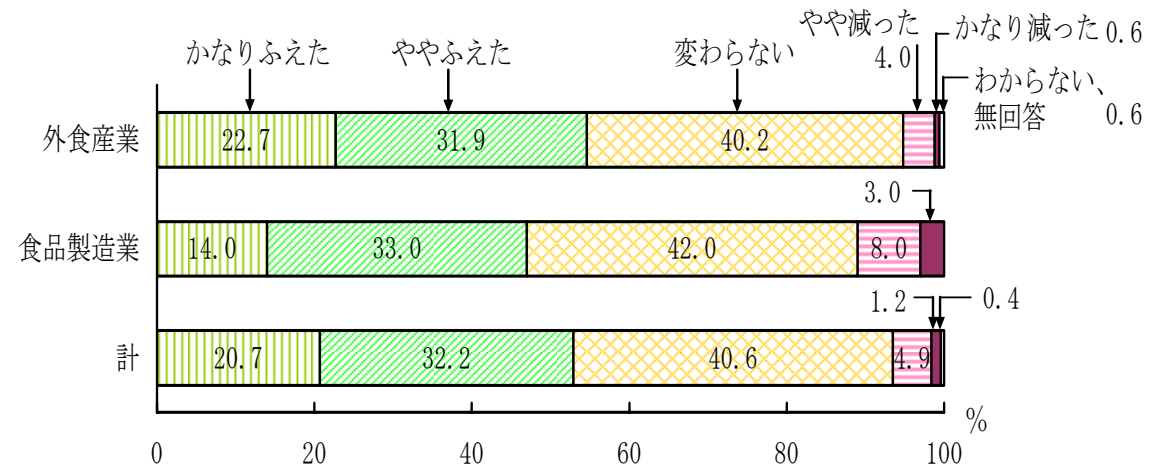
食品工業:加工食品等の製造業

関連投資:農業・食品加工機械、漁船等への投資

資材供給産業:飼料・肥料等の資材を供給する産業

農・漁業には、特用林産物を含む。

国産野菜の使用量の変化



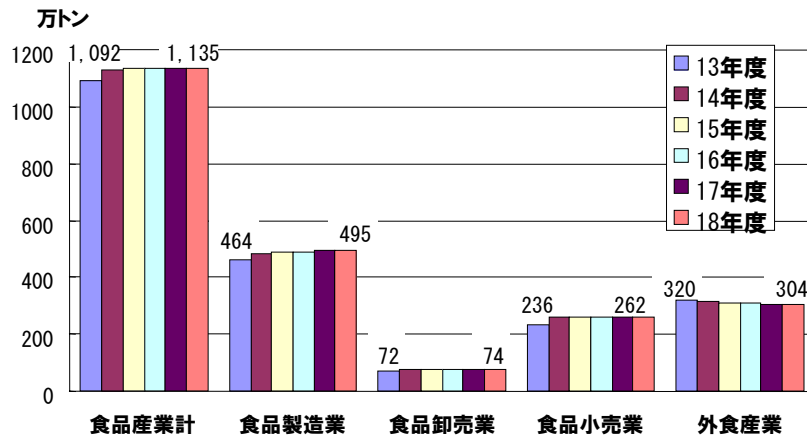
資料:農林水産省「加工・業務用野菜の取扱いに関する意識・意向調査」(2008年8月公表)

注:農林水産情報交流ネットワーク事業の流通加工業者モニターのうち、2008年6月下旬から7月上旬に野菜を原材料として使用している食品製造業(116人)及び外食産業(387人)を対象として実施。回答数は、食品製造業104人、外食産業331人、計435人

(3)消費者と直接関わる食品産業の振興②

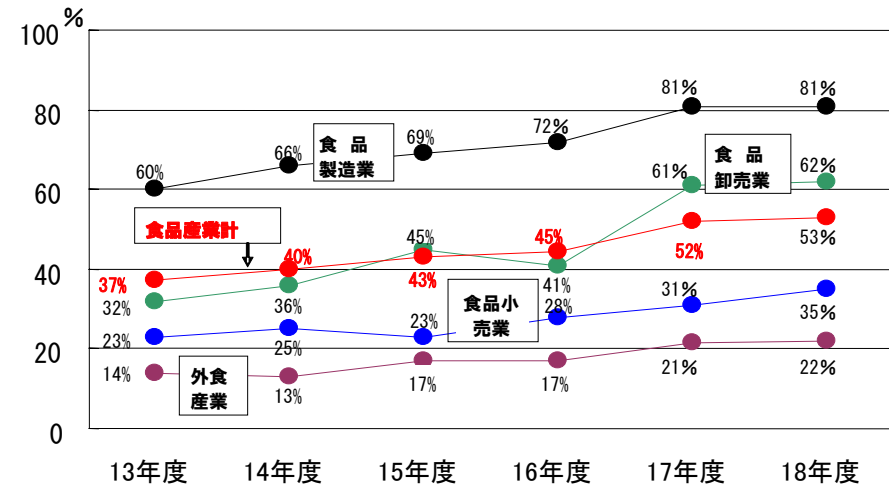
- 食品リサイクル法が施行された平成13年度以降、食品廃棄物の発生量が微増傾向にある中で、再生利用等実施率は上昇傾向。
- 食品流通の川下に至るほど、廃棄物の発生が少量分散型になるなど再生利用がしづらくなることから、食品製造業の再生利用等実施率は高いものの、卸、小売り、外食と順に低下していることが課題。
- これらを踏まえ、食品関連事業者への指導監督の強化と再生利用の円滑化を図る観点から、食品リサイクル法を改正(平成19年)。今後とも食品リサイクルの取組を推進する必要。

食品廃棄物の発生量の推移



資料:農林水産省「食品循環資源の再生利用等実態調査報告」

食品循環資源の再生利用等実施率の推移

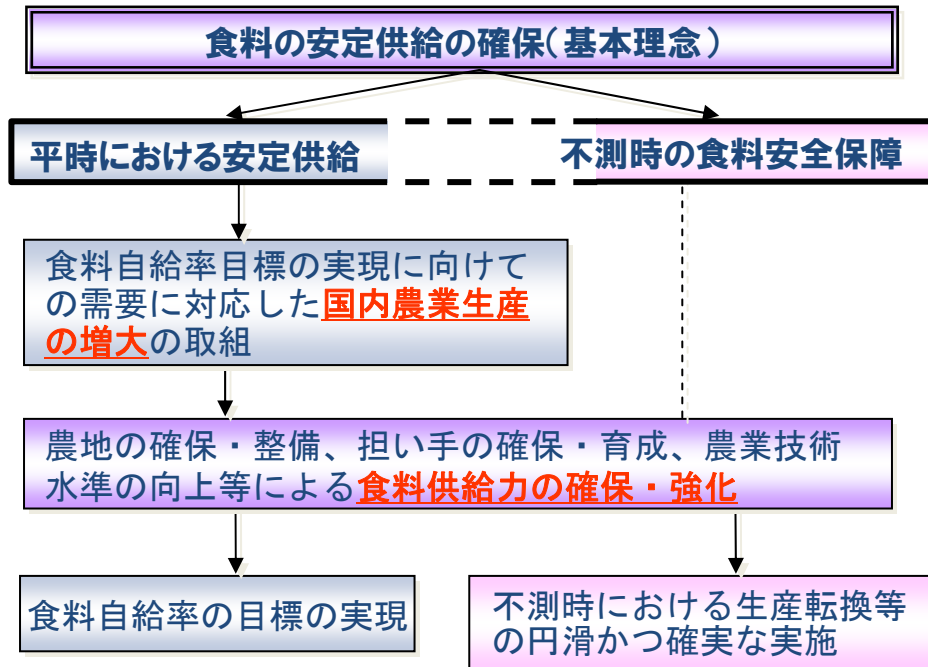


資料:農林水産省「食品循環資源の再生利用等実態調査報告」より計算

(4)食料輸入国として、不測時にも安心できる食料安全保障の確立

- 食料供給熱量の過半を輸入に頼っている我が国において食料の安定供給を確保するためには、国内農業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入及び備蓄を適切に組み合わせる必要。
- 食料不足に悩む開発途上国の食料生産力を高めることで、将来にわたる世界の食料需給の安定に貢献するため、国際協力を戦略的に活用する必要。

食料の安定供給の確保と不測時の食料安全保障



我が国の農産物備蓄

	米	小麦	大豆	飼料穀物
備蓄	100万トンを適正水準として備蓄	食糧用として年間需要の約2.3ヶ月分(うち政府在庫は約1.8ヶ月分)	食品用として年間需要の約1ヶ月分(うち政府在庫は約2週間分)	配合飼料主原料の年間需要の約2ヶ月分(うち国による備蓄は約1ヶ月分)
	10年に1度の不作(作況92)、通常の不作(作況94)が2年間続いた事態を想定	港湾スト等により輸入が途絶した場合に代替輸入を確保する期間を考慮	過去の港湾スト、米国の大豆輸出規制の経験等を考慮	過去の輸出障害、供給事情の悪化等を考慮
総供給量(H19年度)	866万トン	529万トン	105万トン(食品用)	1,224万トン(飼料用とうもろこし)
自給率	94%	14%	22%(食品用)	0%(飼料用とうもろこし)
	自給可能	輸入依存		

3. 地域に雇用とにぎわいを生み出す農村の振興

(1) 農業が循環型産業である特色を活かした地域フロンティア産業の確立

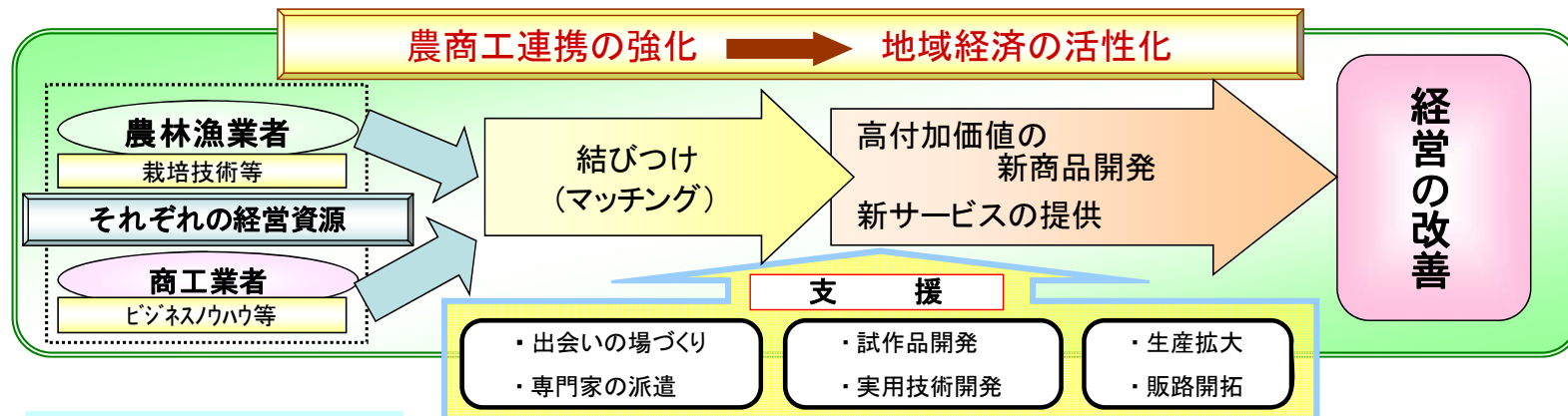
- 地球温暖化や資源価格の高騰などに対応するため、資源依存型経済からの転換が必要。
- このような中、農村地域が明るさを取り戻し、経済の活性化や雇用拡大、多面的機能の発揮が図られるよう、新たな技術を開発・活用しつつ、再生産可能な地域の生物系資源を利用し、農業を起点とした「資源総合産業」を確立する必要。

廃棄物を未利用資源として新たに活用する農業生産のイメージ



(2) 地域に雇用と活力を与える農村経済の活性化

- 地域の基幹産業である農林水産業と商工業が連携して、それぞれが有する技術やノウハウを活用することで新たな商品やサービスを生み出す農商工連携、都市と農村の交流や地産地消の取組が各地に拡大。
- 農商工連携の取組により、農村における所得向上や雇用拡大に結びつけ、農村経済を活性化することが重要。



農商工連携の事例

地場産小麦から高品質な麺を開発【北海道江別市】

○ 農業者－製粉業者

- ・地元農家が栽培した小麦で麺を開発。地域ブランドとして、年間約300万食を売り上げ



減農薬栽培農産物を活用した観光集客【福岡県岡垣町】

○ 農業者－旅館業者

- ・旅館業者が、新サービスとして地元農家の減農薬栽培農産物をジャムなどに加工・販売、自然食レストランでの新メニュー事業を開始。
- ・年間20万人の観光客



規格外の「びわ」を活用した多様な商品開発【千葉県南房総市】

○ 農業者－食品加工・販売会社－観光業者

- ・地域の特産「房州びわ」の規格外品をジャム、ゼリーなどに加工・販売。観光業者とも連携し、農業体験などと併せた集客モデルも構築。
- ・加工品の販売等により5億円以上を売上げ



「医食同源」をコンセプトにした地場食材のブランド化【長野県伊那郡】

○ 農業者－食品加工会社

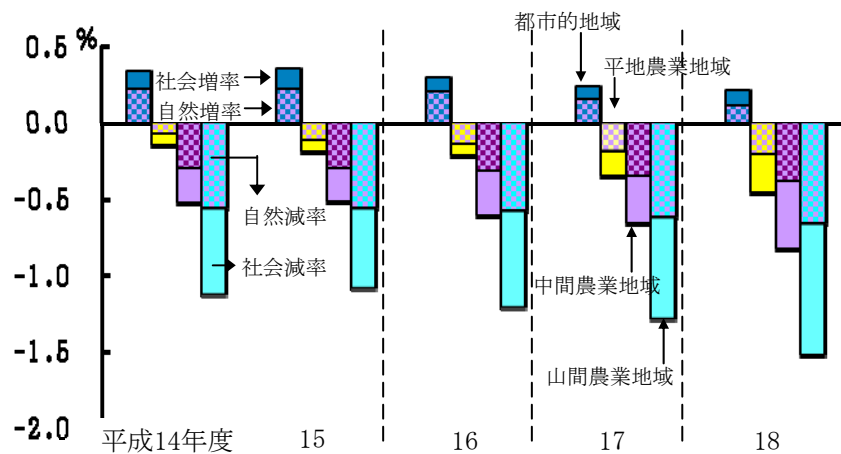
- ・地元農家が生産する有機米、減農薬野菜や食品加工品を自然健康食品ブランドとして商品展開や販路開拓。
- ・ブランドとしての顧客リストは、10万人超



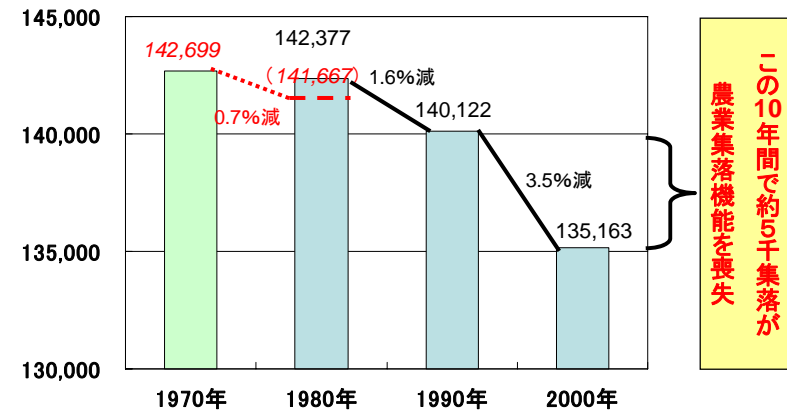
(3) 農村集落・中山間地域等の維持・再生

- 都市部に比べて農村部では、過疎化・高齢化による人口減少が顕著。また、農業集落数は、2000年現在で約13万5,000となっており、この10年間で農家数の減少、都市化等により、約5,000集落が農業集落機能を喪失。
- 地域住民が誇りをもって生活するためには、共同活動による地域資源の保全管理や、総合的な鳥獣被害対策の推進などの工夫が必要。

人口の減少（人口増減率の推移）



農業集落機能を喪失した集落数



注：1970年、1980年の斜体は沖縄を除く

資料：農林水産省「世界農林業センサスにおける農業集落調査を基に作成」

共同活動による地域資源の保全管理

・農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図るため、地域ぐるみで効果の高い共同活動と先進的な営農活動を実施する地域等の支援。



総合的な鳥獣被害対策の推進

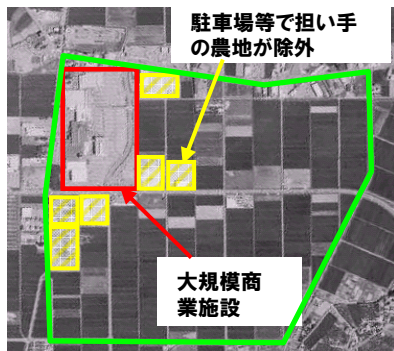
・鳥獣被害の深刻化・広域化に対応し、地域の実態に即した被害防止対策を図るため、市町村が作成する被害防止計画に基づく取組等を総合的に支援。



(4)人々にやすらぎをもたらす良好な農村環境の保全・形成、多面的機能の発揮

- 無秩序な土地利用や乱開発により、農村環境が損なわれている事例が多く存在。計画的な土地利用を進め、良好な農村環境を保全・形成する必要。
- 農業には、食料の供給機能だけでなく、国土保全、自然環境の保全、景観形成、文化の伝承といった多面的な機能が存在。農業の持続的な発展の基盤として、これらの機能が適切かつ十分に発揮される取組を推進し、農村の活性化を図る必要。

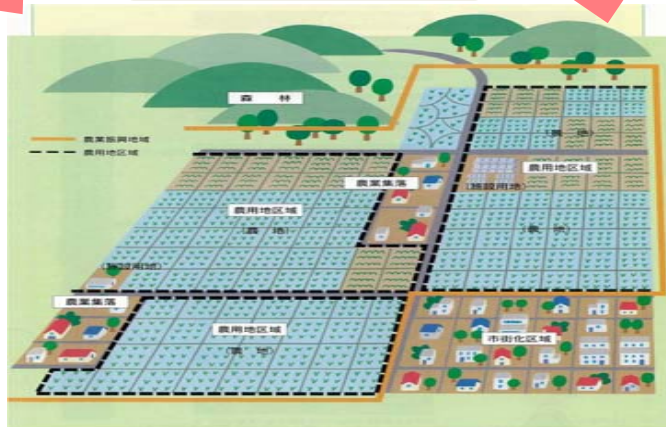
無秩序な土地利用・乱開発



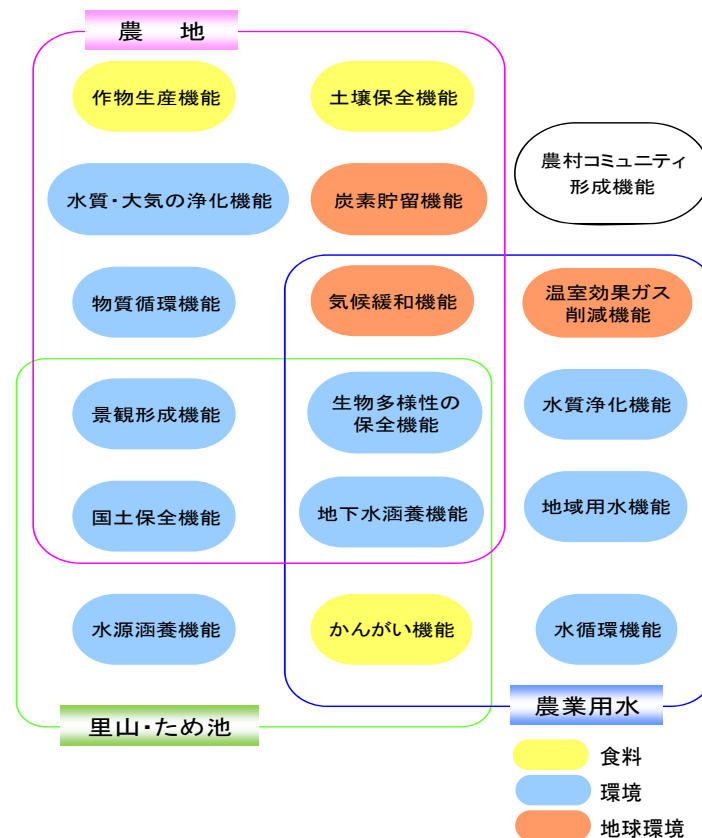
良好な農村環境の保全・形成



計画的な土地利用



農業・農村の持つ多様な機能

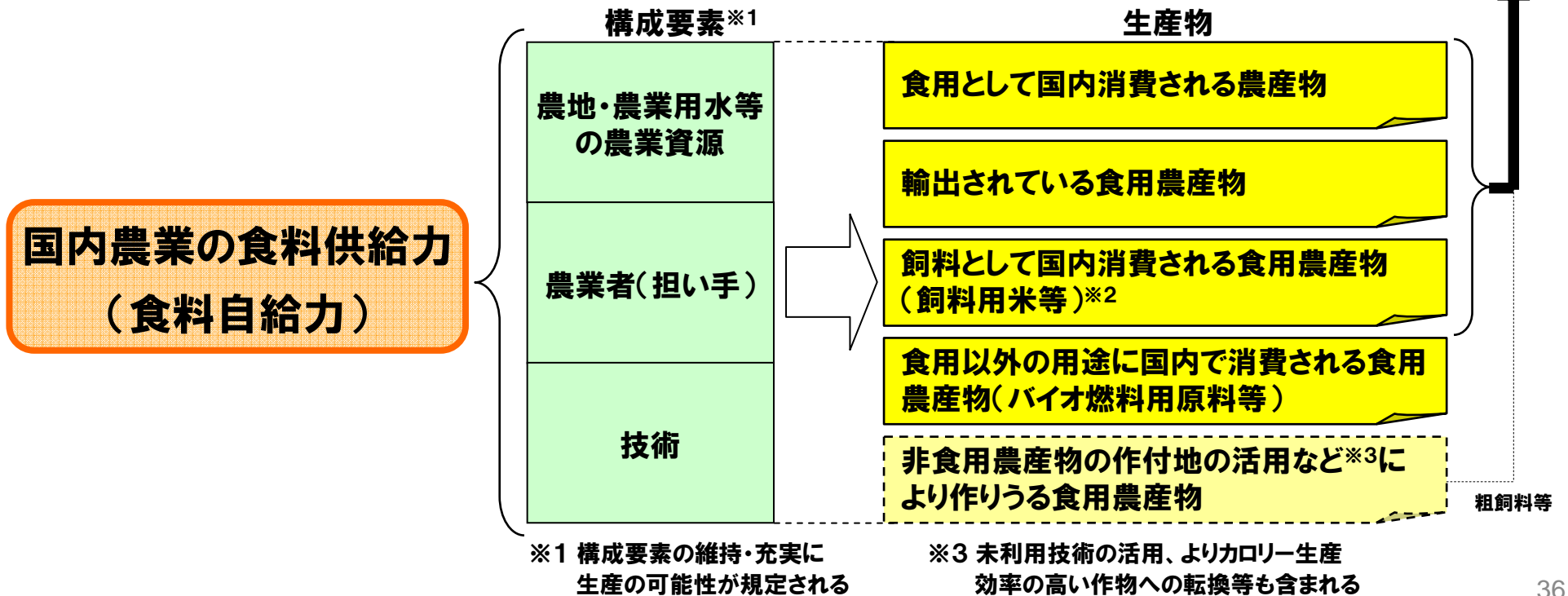
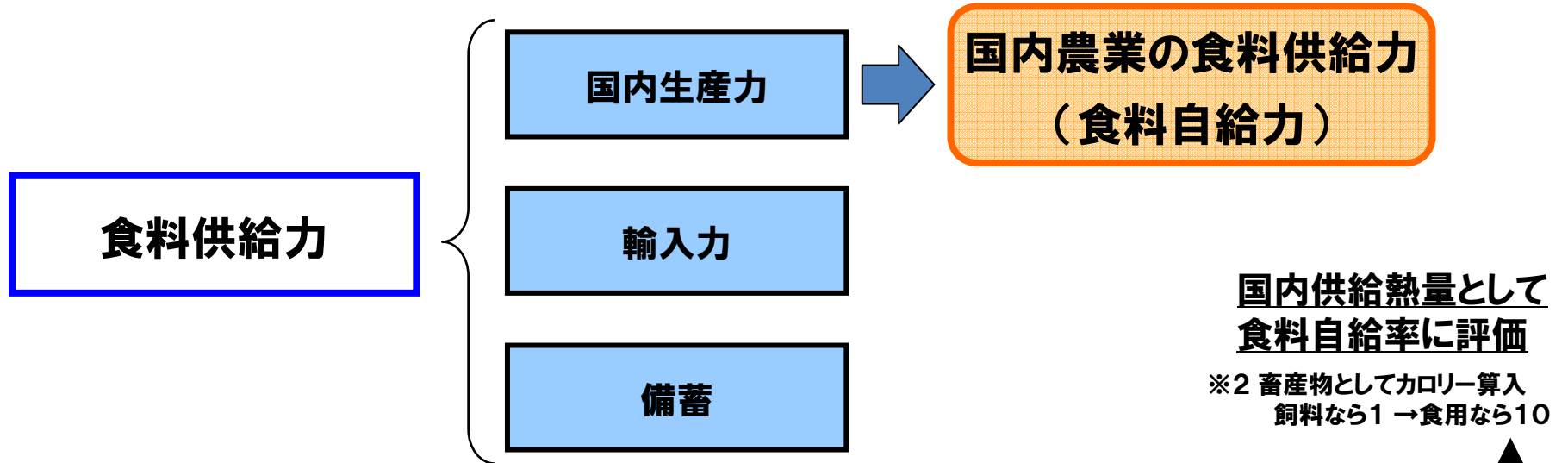


適切な発揮のための取組

農村の活性化

4. 国民生活の安心につながる食料自給力・食料自給率の確保

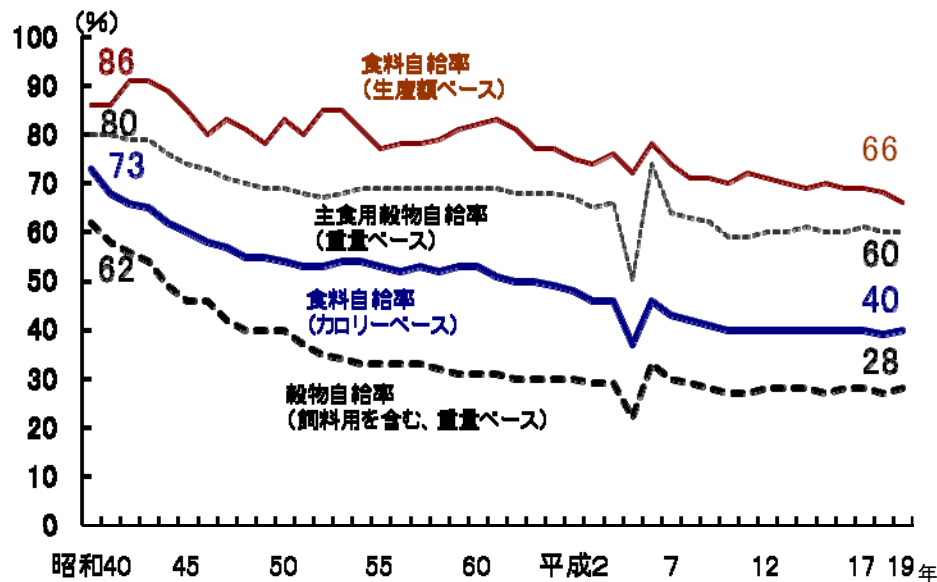
(1)「食料自給力」、「食料自給率」について



(2)消費と生産両面の取組の結果として、目標とすべき食料自給率の示し方及び水準

- 食料自給率は、国内の食料消費が国内の農業生産でどの程度賄えているかを示す指標であり、総合食料自給率（カロリーベース、生産額ベース）、穀物自給率、品目別自給率等の指標を公表。
- カロリーベースの総合食料自給率は40%。これは、基礎的な栄養価であるカロリーに着目して、国内消費のどの程度が国内の農業生産で賄われているかを表したものの。
- 我が国の食料自給率は、近年は横ばいで推移しているものの、長期的には低下傾向が続いている。また、主要先進国の中で最低の水準。

我が国の食料自給率の推移



自給率計算式

※数字は平成19年度概算値

品目別自給率 (重量ベース)

【例】小麦の品目別自給率

$$\text{小麦の品目別自給率} = \frac{\text{小麦の国内生産量 [91.0万トン]}}{\text{小麦の国内消費仕向け量 [634.8万トン]} } \times 100 = 14\%$$

総合食料自給率 (カロリーベース)

$$\text{カロリーベースの食料自給率} = \frac{\text{国民1人・1日当たり国産供給熱量 [1,016kcal]}}{\text{国民1人・1日当たり供給熱量 [2,551kcal]} } \times 100 = 40\%$$

(注)畜産物については、飼料自給率を考慮して算出している。

【例】豚肉の自給率 × 豚の飼料自給率 = 豚肉のカロリー自給率

$$52\% \times 10\% = 5\%$$

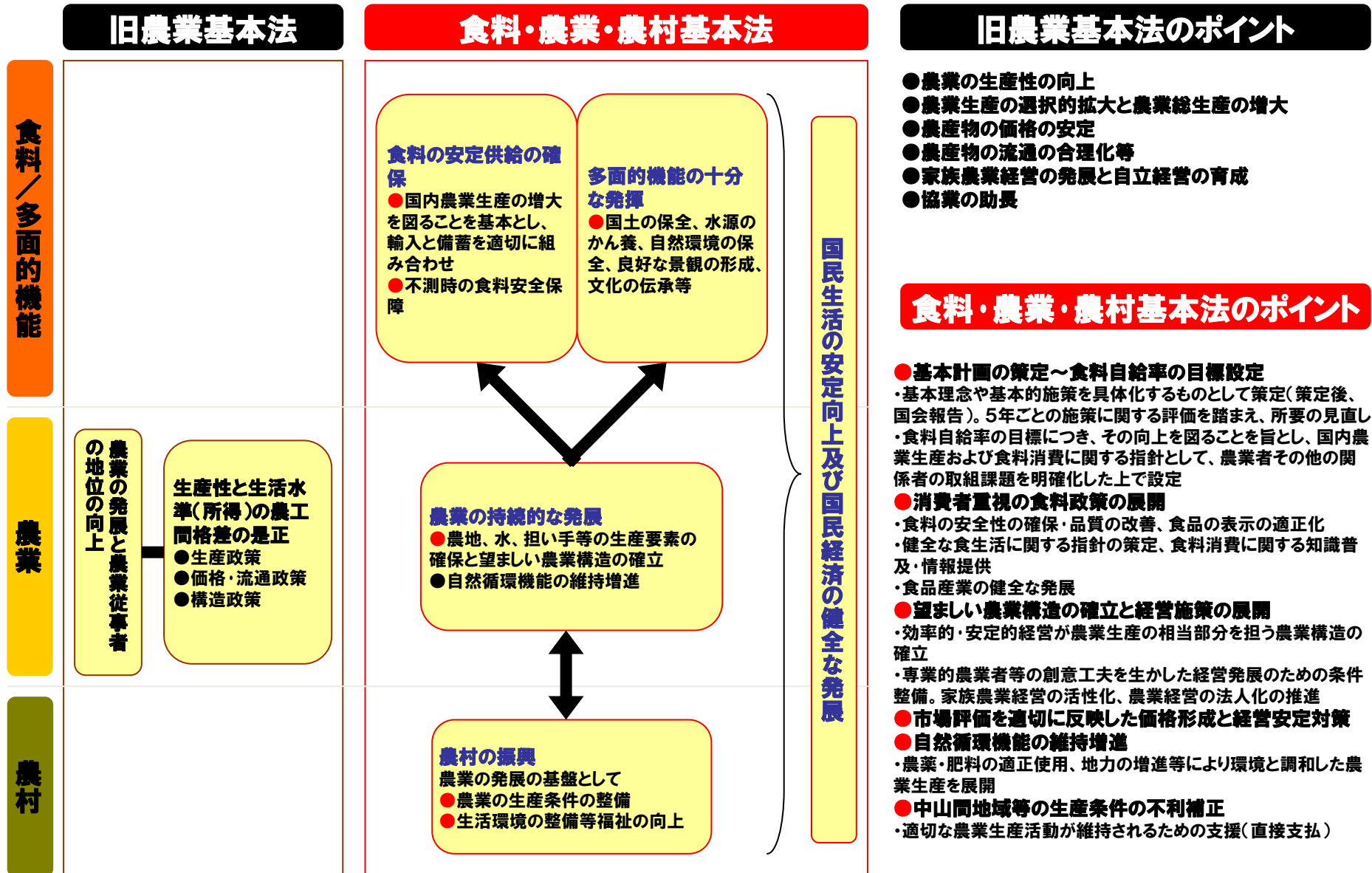
生産額ベースの食料自給率

$$= \frac{\text{食料の国内生産額 [10.0兆円]}}{\text{食料の国内消費仕向額 [15.1兆円]} } \times 100 = 66\%$$

(注)畜産物及び加工食品については、輸入飼料及び輸入食品原料の額を国内生産額から控除して算出している。

(参考)食料・農業・農村基本計画について

1. 食料・農業・農村基本法について



2. 食料・農業・農村基本計画について

- 食料・農業・農村基本計画は、新基本法に掲げる基本理念や基本施策の方向に沿った具体的な施策展開のプログラムであり、食料・農業・農村をめぐる情勢の変化等を踏まえ、おおむね5年ごとに変更することとされている。
- 平成17年3月、政府は、食料・農業・農村をめぐる情勢の変化などを踏まえ、平成12年3月に策定された基本計画を見直し、今後重点的に取り組むべき課題や施策を明らかにする基本計画を策定した。

現行「食料・農業・農村基本計画」のポイント

新たな食料自給率目標の設定

- 生産・消費の両面にわたる重点課題を明確化。幅広い関係者で構成される協議会で「行動計画」を策定し、計画的な取組を推進。
- 将来的にカロリーベースで5割以上を目指しつつ、平成27年度に、カロリーベースで45%、生産額ベースで76%とする目標を設定。

担い手の経営全体に着目した品目横断的政策の導入

- これまで全農家を対象に支払われてきた品目ごとの価格対策を見直し。担い手の経営全体に着目した水田・畑作経営所得安定対策(品目横断的経営安定対策)を平成19年度から導入。

環境・資源を重視した施策の導入

- 農業者が環境保全に向けて最低限取り組むべき規範を策定し、規範を実践する農業者を各種事業の対象とする仕組みを導入。環境への負荷の大幅な低減を図る取組に対する支援を平成19年度から導入。
- 農地・農業用水等の資源が良好な状態で保全管理されるよう、地域住民等が一体となった取組を促進するために必要な施策を平成19年度から導入。

食の安全と消費者の信頼の確保のための施策の充実

- 国民の健康の保護を最優先とした施策を展開(科学的原則に基づく食品安全行政の推進、食品表示の適正化の推進やトレーサビリティの導入促進)。

高品質な農産物の輸出などによる「攻めの農政」の展開

- 生産者や地域の創意工夫に基づく意欲的な取組を後押し(農産物の海外への輸出(5年で倍増を目標)や、バイオマスなどの地域資源の積極的活用等の農業・農村における新たな動きを積極的に受け止めた施策の展開)。

3. 食料・農業・農村基本法の制定及び基本計画の策定

平成11年7月 食料・農業・農村基本法の制定

- 食料、農業及び農村に関する施策の基本理念及び実現を図るために基本となる事項を規定
- 基本的施策として、①食料・農業・農村基本計画、②食料の安定供給の確保、③農業の持続的な発展、④農村の振興の4点を明記
- 食料・農業・農村基本計画では、食料自給率の目標を定めるとともに、食料、農業及び農村に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を定めるべきことを規定

平成12年3月 食料・農業・農村基本計画の決定

- 食料自給率の目標の設定(平成22年度に、カロリーベースで45%)
- 食生活指針の策定
- 不測時における食料安全保障マニュアルの策定
- 効率的かつ安定的な農業経営が相当部分を担う農業構造の確立
- 価格政策から所得政策への転換
- 中山間直接支払いの導入 など

前計画策定後の情勢の変化、施策の成果の検証・評価を踏まえて現計画を策定

平成17年3月 食料・農業・農村基本計画の改定

- 食料自給率目標の設定(平成27年度に、カロリーベースで45%、生産額ベースで76%)
- 食の安全と消費者の信頼の確保
- 食事バランスガイドの策定など食育の推進、地産地消の推進
- 担い手を対象とした水田・畑作経営所得安定対策の導入
- 農地・水・環境保全向上対策の導入
- 農地の効率的利用のための新規参入の促進
- バイオマス利活用など自然循環機能の維持増進
- 国内農林水産物・食品の輸出促進 など

4. 現行基本計画の構成、概要

第1 食料、農業及び農村に関する政策についての基本的な方針

1. 食料・農業・農村をめぐる情勢の変化と施策の評価を踏まえた改革の必要性
2. 改革に当たっての基本的視点

第2 食料自給率の目標

1. 食料自給率の向上に向けた取組の検証
2. 食料自給率の目標の設定に当たっての基本的考え方
3. 食料自給率向上に向けて**重点的に取り組むべき事項**
4. 食料自給率の目標

第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

1. **食料**の安定供給の確保に関する施策
2. **農業**の持続的な発展に関する施策
3. **農村**の振興に関する施策
4. 団体の再編整備に関する施策

第3 食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1. 政府一体となった施策の推進
2. 施策の工程管理と評価
3. 財政措置の効率的かつ重点的な運用
4. 的確な情報提供を通じた透明性の確保
5. 効果的・効率的な施策の推進体制

○ 食料自給率向上に向けて重点的に取り組むべき事項

【消費面】

- ・食育と地産地消の全国展開
- ・国産農産物の消費拡大の促進
- ・国産農産物に対する消費者の信頼の確保

【生産面】

- ・担い手による需要に即した生産の促進
- ・食品産業と農業の連携の強化
- ・効率的な農地利用の推進

○ 関係者が一体となって自給率向上のための工程管理を適切に実施するため、食料自給率向上協議会を設立し、計画的な取組を推進

○ 基本計画に盛り込まれた主な施策

【食料の安定供給の確保】

- ・食の安全及び消費者の信頼の確保
- ・食生活の改善に資する品目の消費拡大
- ・食品産業の競争力の強化
- ・国際協力の推進
- ・望ましい食生活の実現に向けた食育の推進
- ・地産地消の推進
- ・食料の安定輸入の確保と不測時における食料安全保障

【農業の持続的な発展】

- ・望ましい農業構造の確立に向けた担い手の育成・確保
- ・農地の有効利用の促進
- ・経営発展に向けた多様な取組の促進
- ・農業生産の基盤の整備
- ・人材の育成・確保等
- ・経営安定対策の確立
- ・経営発展の基礎となる条件の整備
- ・自然循環機能の維持増進

【農村の振興】

- ・地域資源の保管理政策の構築
- ・都市と農村の共生・対流と多様な主体の参画の促進
- ・経営発展に向けた多様な取組の促進
- ・農村経済の活性化
- ・経営安定対策の確立
- ・快適で安全な農村の暮らしの実現

○ 内閣総理大臣を本部長とする食料・農業・農村政策推進本部において、毎年度の施策の進捗状況と成果を検証し、毎年度「21世紀新農政200X」を決定し、政府一体となって推進。

5. 現行の基本計画における食料自給率目標の策定の考え方

- 食料・農業・農村基本法に基づき、平成17年3月に策定された食料・農業・農村基本計画においては、
 - ① 基本的には、食料として国民に供給される熱量の5割以上を国内生産で賅うことを目指すことが適当であるが、
 - ② 平成27年度までの計画期間において、消費面・生産面の課題が解決された場合に実現可能な姿として、「望ましい食料消費の姿」及び「生産努力目標」を示し、それらを踏まえたものとして食料自給率の目標を設定。
- 一方、比較的lowカロリーであるものの、国民の健康の維持増進の上で重要な役割を果たす野菜・果実や、相当割合で国内で生産されているにもかかわらず、飼料の多くを輸入に依存しているためカロリーベースの自給率が低く算出されている畜産物等の生産活動をより適切に反映する観点から、生産額ベースの総合食料自給率の目標も併せて設定。

現行の食料自給率目標の定め方

- **目標の定め方**
 - ・ 基本的には、食料として国民に供給される熱量の5割以上を国内生産で賅うことを目指す
 - ・ 一方、目標設定に当たっては、望ましい食生活や消費者ニーズに応じた国内生産の指針としての役割を有することを踏まえると、計画期間内における実現可能性を考慮する必要
 - ・ 平成27年度までの計画期間において、「食料自給率向上に向けて重点的に取り組む事項」への取組に万全を期して課題を解決を図る
 - ・ その場合に実現可能な姿として、「望ましい食料消費の姿」及び「生産努力目標」を示し、それらを踏まえたものとして、主要品目別の自給率の目標や総合食料自給率を設定

- **望ましい食料消費の姿**
 - ・ 栄養バランスの改善、食品廃棄の抑制等
 - ・ 品目ごとの消費量
- **生産努力目標**
 - ・ 需要に即した生産、効率的な農地利用、農業と食品産業の連携強化等
 - ・ 品目ごとの生産量

○ 食料自給率の目標

	平成15年度	平成19年度	平成27年度 (目標)
食料自給率 (カロリーベース)	40	40	45
食料自給率 (生産額ベース)	70	66	76
主食用穀物自給率	60	60	63
飼料用を含む 穀物全体の自給率	27	28	30
飼料自給率	24	25	35

6. 食料自給率向上に向けて重点的に取り組む事項

- 食料自給率目標の策定に当たっては、旧目標の達成状況の検証と課題を踏まえつつ、今後重点的に取り組むべき事項を明確化したところ。
- 食料消費面においては、より分かりやすい、実践的な「食育」と「地産地消」の全国展開、国産農産物の消費拡大の促進、国産農産物に対する消費者の信頼の確保等に特に力をいれて対応。
- 農業生産面においては、経営感覚に優れた担い手による需要に即した生産の促進、食品産業と農業の連携の強化、効率的な農地利用の推進等に特に力をいれて対応。

食料消費面

重点的に取り組むべき事項	対応方向
分かりやすく実践的な「食育」と「地産地消」の全国展開	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一層多くの国民が、自らの食生活を見直し、栄養バランスの改善等に向け具体的な行動を容易に起こすことができるように推進。 ・ 食事バランスガイドの活用、教育ファームの推進など、より分かりやすく実践的な食育の取組を国民的運動として展開するとともに、地産地消の取組を推進。
国産農産物の消費拡大の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 米を中心に多様な副食から構成され、栄養バランスが優れた「日本型食生活」の実践を促進する観点に立って、米、野菜、果実等の消費拡大の取組を推進。 ・ 特に、国内で自給可能な農産物である米の消費拡大が図られるよう、米需要の実態やその変化に対応し、消費拡大運動の明確化・重点化や、新規需要の開拓等を推進。
国産農産物に対する消費者の信頼の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国産農産物が一層消費者から選択されるものとなるよう、生産者・事業者による食品の安全性向上に向けた取組の促進、食品表示やトレーサビリティを通じた国産農産物に関する情報提供を充実化。

農業生産面

重点的に取り組むべき事項	対応方向
経営感覚に優れた担い手による需要に即した生産の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者・実需者ニーズに的確に対応した農業生産が行われるよう、経営感覚に優れた担い手の育成・確保に向けて各種施策を集中的・重点的に実施。 ・ 担い手が、地産地消や消費者への直接販売、異業種の知恵を活用した技術開発や新規販路の開拓への取組を含め、主体性と創意工夫を十分発揮できる環境を整備。
食品産業と農業の連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 加工・外食向けの農産物需要が今後とも増大することが見込まれる中で、食品産業によって国産農産物が選択されるよう、食品産業と農業を結びつけるコーディネーターの育成・確保や加工・外食用需要に対応した産地サイドの取組の推進等を通じて、食品産業と農業の連携を促進。
効率的な農地利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業生産にとって最も基礎的な資源である農地が最大限に利用され、需要に即した国内農業生産が増大するよう、担い手への農地の利用集積や新規参入の促進、農業生産基盤の整備等を通じて、不作付地・耕作放棄地の解消等を含め、農地の効率的な利用と利用率の向上に向けた取組を促進。

7. 構造展望・経営展望

- 食料・農業・農村基本計画の決定と併せて、
 - ① 「効率的かつ安定的な農業経営」が農業生産の相当部分を担う「望ましい農業構造の姿」を明らかにした「農業構造の展望」
 - ② 「効率的かつ安定的な農業経営」の具体的な姿を例示的に示した「農業経営の展望」
 をとりまとめている。

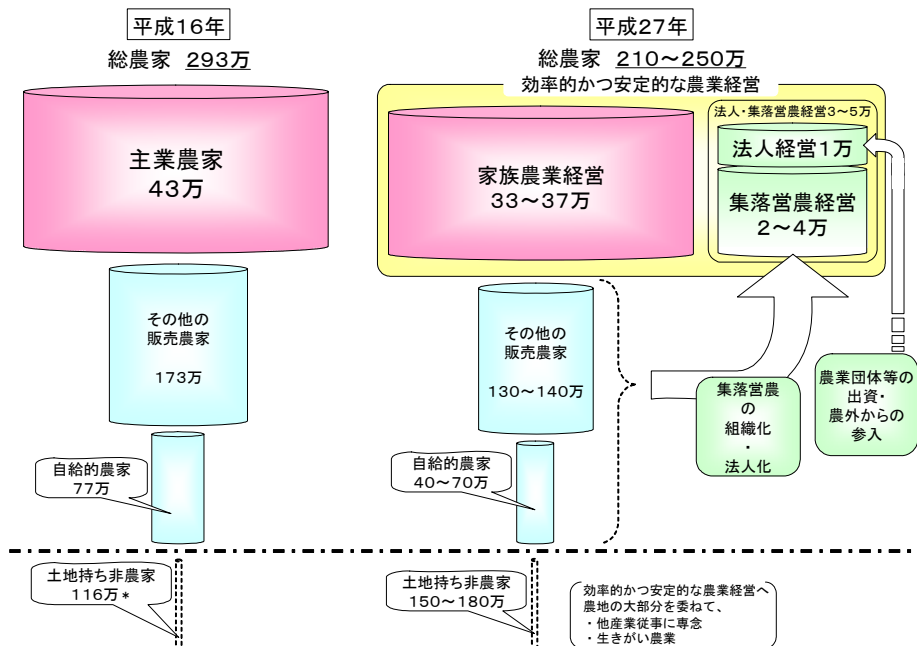
農業構造の展望

- 「効率的かつ安定的な農業経営」の農業構造における位置付けが明らかになるよう、総農家数、販売農家数、「効率的かつ安定的な農業経営」数等の展望を提示。

農業経営の展望

- 地域段階の取組を支援する観点から、10年程度後を目標として、今後の新品種・新技術の開発、農地の利用集積等の成果を反映した「効率的かつ安定的な農業経営」の具体的な姿を、35類型について提示。

○農業構造の展望の概要



(注) *平成16年の土地持ち非農家数については、7年から12年にかけてのすう勢を基にした推計値である。

法人経営：一戸一法人や集落営農の法人化によるものを除く。
集落営農経営：経営主体としての実体を有するもの。法人化したものを含む。

○農業経営の展望の概要(水田作・家族経営)

作付体系	単作	水稲単作 麦・大豆2毛作	水稲・麦2毛作 麦・大豆2毛作
技術体系	水稲いもち病抵抗性品種、春小麦初冬栽培	水稲いもち病抵抗性品種、麦早生多収品種、大豆狭畦栽培	水稲いもち病抵抗性品種、麦早生多収品種と早播栽培による作期の前進、大豆狭畦栽培
経営規模	25ha	16ha	15ha
主たる従事者1人当たり所得	700万円	700万円	750万円
生産コスト	現状の8割程度	現状の7割程度	現状の7割程度

(参考) 食料・農業・農村基本法(平成11年11月第106号)(抄)

第十五条 政府は、食料、農業及び農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食料・農業・農村基本計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針

二 食料自給率の目標

三 食料、農業及び農村に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

四 前三号に掲げるもののほか、食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 前項第二号に掲げる食料自給率の目標は、その向上を図ることを旨とし、国内の農業生産及び食料消費に関する指針として、農業者その他の関係者が取り組むべき課題を明らかにして定めるものとする。

4 基本計画のうち農村に関する施策に係る部分については、国土の総合的な利用、整備及び保全に関する国の計画との調和が保たれたものでなければならない。

5 政府は、第一項の規定により基本計画を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かななければならない。

6 政府は、第一項の規定により基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

7 政府は、食料、農業及び農村をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに食料、農業及び農村に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、**おおむね五年ごとに、基本計画を変更**するものとする。

8 第五項及び第六項の規定は、基本計画の変更について準用する。

本資料及び食料・農業・農村基本計画に関するお問い合わせは、下記までお願い致します。

農林水産省大臣官房政策課計画班

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

TEL 03-3502-5516

FAX 03-3508-4080

食料・農業・農村基本計画に関する情報は下記ホームページにおいて、随時更新しています。

http://www.maff.go.jp/j/keikaku/k_aratana/index.html